

日本西洋史学会第 53 回大会

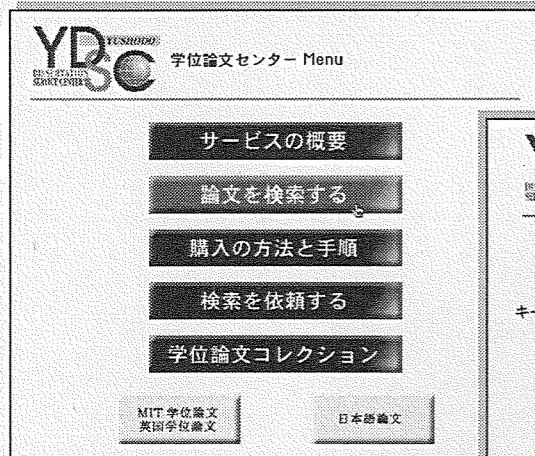
公 開 講 演 要 旨
部会別自由論題報告要旨
シンポジウム報告要旨
小シンポジウム報告要旨

2003 年 5 月 10・11 日
愛知県立大学

米国学位論文を無料で検索できます! www.dissertation-yushodo.jp

【例：分野「History」の中で、タイトル中に「Nationalism」の語を含む、1998年以降の論文を検索】

1. 「www.dissertation-yushodo.jp」にアクセスし、メニュー画面で「論文を検索する」をクリック。



2. 検索画面でキーワードに「Nationalism」、分野に「History」、受理年に「1998～」と入力し、「検索実行」。

3. 全8点の論文がヒット。購入したい論文があれば、タイトル左の「購入」をクリックし、「注文する」をクリック。(後は画面の指示にしたがって下さい。)

1861年から現在までにアメリカ国内で受理された170万件以上の博士・修士論文を無料で検索できます。ぜひアクセス下さい!!

〈2003年1月より雄松堂書店は、米国学位論文(人文・社会科学系)の日本総販売代理店となりました〉

公開講演

I 松本 宣郎 (東北大学)

「古代地中海都市の『衰退』とキリスト教」

II 栗原 優 (創価大学)

「ホロコーストと現代」

5月10日(土)
13:00~16:30
講堂

古代地中海都市の『衰退』とキリスト教

松本 宣郎

西洋古代世界、換言するなら古代地中海世界の特徴を端的に言い表すなら、「都市」を中核とする世界であった、ということである。

もちろんその場合の都市は、「古代地中海都市」であって、現代の都市、あるいは世界史上普遍的と言えるほど広く各地に存在した都市と外見上同じ面をもちがするが、他に類のない特質をもつ都市ではあった。

古代地中海都市は、市民の共同体としての都市であり、政治・経済・宗教・文化・その他の社会生活を、市民たちが、共同体を中心として自覚的にいとなむ、そのような都市であった。

ギリシアのポリスがそのような都市の典型をつくりだし、イタリアでもその影響下に都市が生まれ、そのひとつローマが最大の支配的都市となった。ギリシアポリスと都市としてのローマには、かなりの違いがある。しかし、世界史上で見れば、古代地中海都市としての共通性をもっており、古代地中海世界は連続性をもって展開した、と考えられる。その地中海を統一し、ヨーロッパも東方メソポタミア地域までも一つの支配圏においたローマ帝国の世界もまた、都市を中核としていた。広大な支配圏を均質な政治と文化のもとに置こうとする帝国の「ローマ化」の努力は、「都市化」と同義であった。

ローマ帝国の支配下の都市は、かつてのギリシアポリスであれ、イタリア・ラテンの都市、あるいは属州各地に生み出された植民市であれ、もはや独立的政治体ではなく、軍事権・外交権もローマ皇帝に奪われていた。しかしながら、そこに住む市民たちは、社会生活の上でも意識の上でも、自らの都市共同体の一員であることを基盤として生きていた。そして都市は自治的・経済的・宗教的権限を行使することができた。

ローマ帝国の下の1世紀から2世紀前半にかけて、これら都市は大いに繁栄と平和を享受した。古代地中海世界の頂点の時代は、古代地中海都市の絶頂期でもあった。

キリスト教はその時代、ローマ帝国の東方属州ユダヤで生まれた。その起点となったナザレのイエスは僻地ガリラヤで活動したが、原始キリスト教の思想的・信仰的基盤を建てたパウロは、ユダヤの外に宣教し、地中海東方属州の都市にキリスト教を伝えた。1世紀後半には帝国首都ローマに彼らの拠点たる教会が形成された。3世紀初めに至るまで、キリスト教徒は、これら都市にごく少数ずつ存

在するにすぎなかったと言える。

さて2世紀後半から、ローマ帝国は東方国境でパルティアの、北方からゲルマンの進出にさらされ、皇帝権力をめぐり内乱も繰り返されることとなった。都市は軍事力に頼る皇帝たちの収奪にさらされる。市民は税負担を倍加され、社会的・経済的な強制を受ける。帝国全体が軍事独裁下におかれ、市民の自由がいつそう狭まり、都市の衰退は顕著となる。いわゆる「3世紀の危機」と称される時代である。

この時代、キリスト教徒は徐々に、しかし着実にその居住する都市を増やし、その実数をも増やしていった。3世紀に入ると、小アジアやエジプト、北アフリカでは都市から田園へと広がったと思われる。そもそもごく少数でしかなかった1世紀においてすら、これほどに多数の文書を生み出した宗教集団は史上なかったほどであったが、帝国全体に文献資料も碑文も減少してくる時代、キリスト教徒はギリシア語に加えてラテン語の文献をもさらに多量に生み出すようになる。

このように見てくると、ローマ帝国・地中海世界の都市と初期キリスト教とは、一見盛衰を交替するような形でこの時代に交錯するようである。

しかしながら、「3世紀の危機」を帝国全域に及ぶものと見なすべきでないとの、実証を踏まえた発言があり、また「都市の衰退」を、皇帝権力の専制化と軍事的重圧のみに帰すことの危険性を指摘し、都市の歴史的事実を綿密に跡づけることによって複層的で律動的な見方が提唱される、といった研究動向を近年は無視できない。

さらに初期キリスト教の社会的あり方の考察からは、キリスト教徒とローマ帝国・都市とのこれまた単純には規定できぬ関係性が指摘され、それは1世紀から4世紀まで一様でない歴史的展開をとげ、心性史・人口動態・考古学・奴隷制、など多様なスタンスからの考察材料を提供することにもっと配慮すべきであることが指摘される。

以上のような問題関心から、考察を進めたい。

ホロコーストと現代

栗原 優

(1) はじめに

(2) ヒトラーとドイツ帝国主義 最初に拙著『ナチズムとユダヤ人絶滅政策』ミネルヴァ書房、1997年)についての簡単に述べさせていただきます。拙著は要するに、従来反ユダヤ主義という非合理的な思考の産物だと考えられて来たホロコーストが実は第二次世界大戦における戦争政策の遂行という目的に添った合理的な行為だったということでありませぬ。

私がこのような考えを抱くにいたったのは、一つにはそれまでの私の研究、とくに、『第二次世界大戦の勃発』(名古屋大学出版会、1994年)の叙述の過程で到達したヒトラー像というものがあるかと思ひます。そして、私の到達したヒトラー解釈に立つかぎり、ホロコーストが非合理的な感情に規定されて行われたというのは、ありえないことなのです。私の解釈では、ヒトラーは一言で言えば、非常に理性的な人間です。むしろ、とことん徹底的に論理を追い詰めるという意味で、超合理的な人間です。

このようなヒトラーの本質を示すよい例として、第一次世界大戦前のドイツ帝国主義の論争があります。ドイツが他国を侵略した場合、その現地民をどうするか、という問題です。簡単にいって、自由帝国主義者と呼ばれた左派は、現地民を同化することは最終的にはできないのだから、現地民に一定の自治を認めて、軍事的経済的権力のみを獲得しようというもので、フリードリヒ・ナウマンの中欧論などがこれに属します。これに対して、全ドイツ連盟のクラスなどの右派は、現地民を同化することはできないことは認めるのですが、それならば、そのような現地民は占領地から追放して、ドイツ民族を植民すればいいと主張するのです。ヒトラーはこの帝国主義右派の系譜に属しています。

私はこの問題は民族主義、ナショナリズムの問題だと考えていますが、ヒトラーはこれを人種主義的に理解しようとしています。すなわち、ある民族を最終的に同化することができないのは、結局のところ血の問題であり、血を入れかえることができない以上、つねに反抗の危険があるわけだから、被征服民は追放して、その土地にゲルマン民族を移住させる以外ないというのです。彼は、これを「土地のゲルマン化」と名付けて、『わが闘争』で論じているのですが、しかし、彼の論旨を正確に理解するには上の論争史をある程度理解していないと難しいわけで、実際、——こういってはなんですが——従来の歴史家でこのことを理解したものは

いなかったように思われます。歴史家だけではありません。ゲッベルスなどのヒトラーの最側近でさえこれを理解しておらず、1938年のズデーテン危機で実際にこの問題に直面した時、「一体チェコ人をどうすればいいのだ」と慌てふためいておられます。ヒトラーに「土地のゲルマン化」を教えられて、ようやく納得し、「総統の外交観は非常に明確で厳しいが、また首尾一貫している」などと日記に記しています。

このエピソードはヒトラーという人間を理解するうえでも、また、ホロコーストを理解するうえでも非常に重要な問題を提起しております。普通の人間の考え方からすれば、ある一国の住民を根こそぎ追放するなどということは狂気の沙汰です。しかし、ヒトラーからすれば、これは従来の歴史的経験を踏まえて出した首尾一貫した合理的結論なのです。普通、このような論理的結論に到達したとしても、なかなかそれを実際に実行しようとはしないものですが、しかし、ヒトラーは敢えてそれを実行しようとします。ヒトラーの論理を理解できない人はヒトラーを狂気の人間と考えるわけですが、しかし、彼には首尾一貫した論理が存在するわけなのです。ただ、そこには論理があつて人間がありません。私はヒトラーを「狂気の合理主義者」と呼んでいます。ヒトラーがこのように非人間的な合理主義者になったのは、多分、彼があまりにも孤独であつたことと無縁ではないと思ひます。彼は生涯結婚というものをせず、家族も持っておりませぬ。独裁者には彼を規制する社会というものも存在しませぬ。結局、彼を規定したのは孤独な論理的思考だけだったのです。

彼のユダヤ人政策なるものも、大きく見れば、この帝国主義的な異民族追放政策の一つの系に過ぎなかつたと言へるのではないかと思ひます。

- (3) ユダヤ人追放政策
- (4) 絶滅政策への移行
- (5) ホロコーストの実態
- (6) ホロコーストと末期帝国主義
- (7) ホロコーストと現代
- (8) おわりに

■部会別自由論題報告 5月11日(日)

●古代史部会(9:45~12:00) 学術文化交流センター・多目的ホール

1. 鷺田 睦朗 (大阪大学) ローマ期におけるイタリア産ワインの産地銘柄
司会者 毛利 晶 (神戸大学)
2. 高橋 亮介 (東京大学) ローマ期エジプトにおける兄弟姉妹婚
—ローマの支配と属州地方慣習をめぐって—
司会者 樋脇 博敏 (東京女子大学)
3. 藤澤 明寛 (早稲田大学) イタリア地方都市における財政
司会者 岩井 経男 (広島大学)

●中世史部会 I

H004 教室(東棟地下1階)

午前の部(9:45~12:00)

1. 杉浦 武仁 (関西大学) 「王権代行」としての司教権力
—7世紀後半のル・マンの事例から—
司会者 日置 雅子 (愛知県立大学)
2. 佐藤 彰一 (名古屋大学) メロヴィング王朝の婚姻戦略
—ポスト・ローマ国家の自己維持機制—
司会者 森 義信 (大妻女子大学)
3. 阿部 俊大 (東京大学) 12世紀バルセロナ伯領南部における再植民と社会形成
司会者 関 哲行 (流通経済大学)

午後の部 (13:30~16:30)

H004 教室 (東棟地下1階)

4. 上山 益己 (大阪大学) 中世盛期フランスの領邦における歴史叙述
—領邦における共属意識をめぐって—
司会者 山田 雅彦 (熊本大学)
5. 西岡 健司 (京都大学) 12, 13 世紀スコットランドにおける Scottishness
司会者 有光 秀行 (東北大学)
6. 高木 啓子 (京都大学) フィリップ・オーギュスト時代 (1180-1223) の
「王国(regnum)」概念
司会者 江川 温 (大阪大学)
7. 三浦 敦子 (東京都立大学) 中世後期奢侈条令に見るヴェネツィアにおける都市政府
と女性
司会者 齊藤 寛海 (信州大学)

●中世史部会Ⅱ (9:00~12:00) B101 教室 (南棟1階)

1. 赤江 雄一 (英国・リーズ大学) 14 世紀イングランドにおける説教者の図書館
—ヨーク托鉢修道院の事例から—
司会者 鶴島 博和 (熊本大学)
2. 森下 園 (上智短期大学) 中世イングランド市民の遺言状が語る社会的結合
—ノーリッジ市の事例から—
司会者 朝倉 文市 (ノートルダム清心女子大学)
3. 上野 未央 (お茶の水女子大学) 中世後期イングランドの聖母マリア像
—「キャロル写本」を中心として—
司会者 三好 洋子
4. 鶴島 博和 (熊本大学) 「資料」が語る騎士の姿 —11 から 13 世紀におけるケン
トの騎士家族の「定性分析」—
司会者 森本 芳樹 (久留米大学)

●近世史部会 (9:45~12:00) B201 教室 (南棟2階)

1. 和栗 珠里 (桃山学院大学) 「ポスト・カンブレ期」ヴェネツィアの寡頭支配層と
芸術パトロネジ —San Francesco della Vigna 教会と
有力家系のネットワーク—
司会者 齊藤 寛海 (信州大学)
2. 野々瀬 浩司 (防衛大学校) 宗教改革者たちと農奴制問題について
—ベルンの再洗礼派の場合を中心にして—
司会者 森田 安一 (日本女子大学)
3. 坂野 正則 (東京大学) 17 世紀ヌヴェル・フランスにおける植民地建設とカトリ
シズム
司会者 深沢 克己 (東京大学)

●近代史部会Ⅰ

午前の部 (9:45~12:00)

1. 志村 真幸 (京都大学) 18 世紀イギリスの見たスイス
—風土的・歴史的「自由」の発見—
司会者 芝井 敬司 (関西大学)
2. 赤松 淳子 (筑波大学) 18 世紀イングランドにおける婚姻のモラル
—アーチ裁判所の訴訟記録から—
司会者 長谷川 まゆ帆 (東京大学)
3. 山口 みどり (日本学術振興会) 「当方牧師の娘」
—父親の職からみたヴィクトリア期ミドルクラス女性—
司会者 河村 貞枝 (京都府立大学)

午後の部 (13:30~15:45)

H201 教室 (東棟 2階)

4. 岩間 俊彦 (東京都立大学) 地域社会における政治とミドルクラス
—19世紀第2四半期におけるハリファクスの議員選挙—
司会者 青木 康 (立教大学)
5. 伊藤 航多 (東京大学) “Wise Week” —19世紀イングランド北部の地域社会と
(科学)の祭典—
司会者 松塚 俊三 (福岡大学)
6. 長野 一大 (東北大学) チャーティズムにたいする下院議員の投票行動 —議会
改革・急進的民衆運動とその政治過程にかんする一考
察—
司会者 岡本 充弘 (東洋大学)

●近代史部会Ⅱ

H203 教室 (東棟 2階)

午前の部 (9:00~12:00)

1. 戸波 勝徳 (東京外国語大学) 18世紀前半ポーランドの国制改革論
—スタニスワフ・レシチンスキの『自由を保障する自由
の声』を中心として—
司会者 小山 哲 (京都大学)
2. 空 由佳子 (東京大学) 18世紀末パリにおける施療院改革
—慈善から福祉へ—
司会者 宮崎 揚弘 (慶應義塾大学)
3. 早川 理穂 (早稲田大学) あるパン屋の死
—フランス革命期の民衆運動と暴力—
司会者 松浦 義弘 (成蹊大学)
4. 佐久間 大介 (京都大学) ナポレオン戦争期のティロールにおける「愛邦主義
Landespatriotismus」
司会者 大津留 厚 (神戸大学)

午後の部 (13:30~16:30)

H203 教室 (東棟 2階)

5. 柴野 均 (信州大学) sventramento の意味
司会者 戸田 三三冬 (文教大学)
6. 川崎 亜紀子 (早稲田大学) 二月革命とアルザス・ユダヤ人
—1848年の反ユダヤ暴動をめぐって—
司会者 内田 日出海 (成蹊大学)
7. 松田 祐子 (大阪大学) 第三共和政前半のパリの「乳母制度」
司会者 長谷川 まゆ帆 (東京大学)
8. 飯田 洋介 (早稲田大学) ビスマルクとソールズベリー
—1880年代後半の独英関係—
司会者 三宅 正樹 (明治大学)

●アメリカ史部会

B107 教室 (南棟 1階)

午前の部 (9:00~12:00)

1. 森脇 由美子 (三重大学) 1849年アスタープレイス暴動
—19世紀中葉ニューヨークの社会関係と文化—
司会者 野村 達朗 (愛知学院大学)
2. 大橋 秀子 (愛知教育大学) 『ソーシヤリスト・ウーマン (The Socialist Woman)』
を発行した金子・コンガー夫妻 —20世紀初頭のアメリカ
社会主義フェミニズムをめぐって—
司会者 篠田 靖子 (金城学院大学)
3. 山内 恵 (清泉女子大学) 20世紀初頭のアメリカ合衆国の「母性主義」と日本にお
けるその受容
司会者 野村 達朗 (愛知学院大学)
4. 黒崎 真 (筑波大学) 北部白人リベラル教会組織との連携
—キング牧師の公民権運動戦略再考—
司会者 川島 正樹 (南山大学)

午後の部 (13:30~16:30)

5. 片桐 康宏 (東海大学)

「ミシシッピ州主権委員会」の歴史を通して観る南部の抵抗 —アメリカ合衆国南部黒人公民権運動「裏面史」理解のために—

司会者 野村 達朗 (愛知学院大学)

6. 森田 英之 (西南学院大学)

アメリカ主要都市の利害と対日・対中共世論の位相 —1945年時における主要紙の論調を中心に—

司会者 藤本 博 (南山大学)

7. 豊田 真穂 (東京大学)

アメリカ占領下の日本における女性労働改革 —労働省婦人少年局の設立を中心に—

司会者 佐藤 千登勢 (西南学院大学)

8. 喜多 千草 (大阪産業大学)

戦後アメリカ政府の研究開発援助とインターネットの誕生

司会者 中野 耕太郎 (大阪市立大学)

●現代史部会 I

午前の部 (9:45~12:00)

1. 望月 眞紀 (上智大学)

「シュパーン事件」再考 —ドイツ第二帝政期のカトリック教授任命をめぐる—

司会者 服部 伸 (同志社大学)

2. 伊東 直美 (東京大学)

1913年ドイツにおける国籍法改正の議論 —「国民」の規定をめぐる—

司会者 伊藤 定良 (青山学院大学)

3. 原 信芳 (浜松大学)

ワイマール共和国前期の職業紹介失業給付システム (1918-26年)

司会者 福澤 直樹 (名古屋大学)

B107 教室 (B棟1階)

午後の部 (13:30~16:30)

4. 橋本 秀人 (専修大学)

ナチス体制初期の強制収容所 —プロイセン邦立エムスラント収容所 1933-34年—
司会者 芝 健介 (東京女子大学)

5. 増田 好純 (東京大学)

ナチ強制収容所における囚人強制労働 —SS経済管理本部の収容所政策を中心に—
司会者 芝 健介 (東京女子大学)

6. 池邊 範子 (東京大学)

フリッツ・バウアーと戦後ドイツの民主主義
司会者 田村 栄子 (佐賀大学)

7. 中村 綾乃 (お茶の水女子大学)

ナチ体制下の神戸ドイツ人社会 —辺境におけるナチズムの成立とその浸透—
司会者 石田 勇治 (東京大学)

●現代史部会 II

午前の部 (9:00~12:00)

1. 堀内 隆行 (京都大学)

ミルナー・キンダーガルテンの南アフリカ経験 (1899-1910年) —「ブリタニック・シティズンシップ」の生成—

司会者 井野瀬 久美恵 (甲南大学)

2. 高林 陽展 (立教大学)

戦争神経症とイギリス —現代史における「医学・医療の社会史」の試み—
司会者 鈴木 晃仁 (慶應義塾大学)

3. 田中 慎一郎 (専修大学)

1917年ロシア革命におけるメンシェヴィキ
司会者 土屋 好古 (日本大学)

4. 中島 崇文 (東京大学)

第一次世界大戦後のルーマニアにおける地方行政改革
司会者 石田 信一 (跡見学園女子大学)

H005 教室 (東棟地下1階)

H202 教室 (東棟2階)

午後の部 (13:30~16:30)

H202 教室 (東棟 2階)

5. 藤岡 寛己 (明治大学) イタリア戦闘ファッションの誕生
司会者 村上 信一郎 (神戸市外国語大学)
6. 馬場 孝 (南九州短期大学) カレンジン人の民族形成
—植民地行政年次報告書の検討を中心に—
司会者 松田 素二 (京都大学)
7. 鈴木 咲里奈 (東京大学) チェコスロヴァキア第一共和国のユダヤ人
—民族 (národnost) としての承認と帰属意識の考察—
司会者 篠原 琢 (東京外国語大学)
8. 市橋 秀夫 (埼玉大学) 1960年代イギリスにおける性犯罪法の成立と「寛容社会」
司会者 長谷川 淳一 (大阪市立大学)

■シンポジウム 「革命・公共圏・性文化」

●13:30~17:30 講堂

問題提起・司会

若尾 祐司 (名古屋大学)
栖原 弥生 (愛知県立大学)

報告者

天野 知恵子 (愛知県立大学)	フランス革命期の女性像と子ども像
田中 きく代 (関西学院大学)	19世紀の国民形成に見る共和国のイデオロギと性文化 —アメリカ合衆国の場合—
橋本 伸也 (広島大学)	帝制最末期ロシアの「女学生」の世界 —人民への奉仕と学問への憧憬—
星乃 治彦 (福岡大学)	ナチズムとホモ・セクシュアリティ

コメンテーター

川北 稔 (大阪大学)
落合 恵美子 (国際日本文化研究センター)

■小シンポジウム 「ポリスのインヴェンション —初期ギリシア史の再構築に向けて—」

●13:30~17:30 学術文化交流センター・多目的ホール

問題提起

周藤 芳幸 (名古屋大学)

報告者

庄子 大亮 (京都大学)	英雄伝説とポリスのアイデンティティ —アテナイにおける英雄伝説を中心に—
長谷川 岳男 (鎌倉女子大学)	アルカディアにおけるコミュニティの起源 —その帰属意識をめぐって—
佐藤 育子 (日本女子大学)	フェニキアにおける都市国家の生成と発展

コメンテーター

桜井 万里子 (東京大学)
古山 正人 (國學院大学)

司会

澤田 典子 (静岡大学)
周藤 芳幸 (名古屋大学)

古代史部会

報告者

1. 鷺田 睦朗 (大阪大学)
2. 高橋 亮介 (東京大学)
3. 藤澤 明寛 (早稲田大学)

1. ローマ期におけるイタリア産ワインの産地銘柄

鷺田 睦朗

ローマ経済史研究において、考古史料が大きな意義を持っていることは言うまでもない。本発表で扱うワインについても、輸送に用いられるアンフォラや生産拠点であるウィッラなどの考古史料についての研究、それらを活用した研究は無数に存在する。それらの中で、到達点の一つとされるのが、ローマ期イタリアにおけるワインを扱ったチェルニアの著作 (A. Tchernia, *Le vin de l'Italie romaine, Essai d'histoire économique d'après les amphores*, École française de Rome, Rome, 1986) である。彼の研究は、アンフォラを中心に扱った包括的なものであるが、疑問点も散見される。その一つが、前 67 年のポンペイウスによる海賊討伐、前 50 年代のガリア征服という 2 事項の史的文脈への位置づけである。前 2 世紀後半から前 1 世紀の最初の 1/3 までをイタリア産ワインの海上交易の最盛期とみるチェルニアは、上記 2 事項が衰退を引き起こした起因であるとみなしている。彼のアクロバティックな行論過程に惑わされずに、原因と結果だけ見れば、「ローマの平和」が海上交易の衰退を促したという珍説である。このような事態の一因として考えられるのが、考古史料から結論を導き出す、その方法である。考古史料の残存・発見状況は一様でないため、扱った史料をどのように評価し、史的文脈に位置づけるかで、同じ史料から、全く異なる結論が導き出される場合もある。この問題を解決するのは、残念ながら容易なことではない。しかしながら、農事書、詩歌、医学書をはじめとする数多くの文献史料で扱われているワインについては、立論次第で、文献史料と考古史料の間隙を埋めつつ、有意義な結論が導き出されるように思われる。

本発表では、ローマ期イタリア産ワインの産地銘柄について、とくに、その確立期を中心に論じる。まずは、カンパニア地方ファレルヌムを嚆矢とするイタリア産地銘柄が、前 1 世紀前半—中葉に確立したことを確認する。つづいて、イタリア産地銘柄が、なぜ当該時期に確立したのかという点について、その史的背景を考察する。最後に、この確立が、ローマ史の文脈に、どのように位置づけられるべきかという問題について、臆見を提示して、発表の締めくくりとしたい。

2. ローマ期エジプトにおける兄弟姉妹婚

—ローマの支配と属州地方慣習をめぐる一考察—

高橋 亮介

ローマ帝国の支配下に組み込まれた人々・社会はいかなる変容を強いられ、また強いられなかったのか。いわゆる「ローマ化」をめぐる問いは、ローマ史研究の重要なトピックの 1 つである。この問いに対し、本報告では元首政期属州エジプトにおいて民衆レベルで広範に行われていた兄弟姉妹婚を取り上げる。ローマの支配は、社会の本質とも言える家族関係にどのような影響を及ぼし、どのような意味を持ったかを考察することは「ローマ属州」を理解する一助となるであろう。

兄弟姉妹婚なる婚姻慣習の存在は、叙述史料に見られる言及の他にパピルス史料からおよそ 50 例が知られており、そのほとんど全てがローマ時代のものである。兄弟姉妹婚に関する先行研究は少なくはないが、それらはこの慣習の特異性が目を引くせいか、慣習そのものとその背景である社会との関係が論じつくされているとは言えない。またエジプト社会を静態的に把握し、ローマ時代とそれ以前の社会との差異に十分な注意を払っていないものが多い。

しかしローマによる属州化はエジプト社会に大きな変化をもたらしたことが近年強調されている。すなわち大規模に認められた土地私有と血統原理にもとづく社会の階層化である。このような背景を踏まえ、兄弟姉妹婚が家産の維持・分散防止という役割をもつことが確認されたとき、家の存続のためにこの非ローマ的慣習がローマが作り出した社会構造のなかで有効に機能していたことを指摘できるであろう。またこのような逆説的な状況を内包する「ローマ帝国」の姿を見て取ることができるであろう。

3. イタリア地方都市における財政

藤澤 明寛

アウグストゥス帝の業績を要約した所謂『神君アウグストゥスの業績録』には、彼が行った公共建築や金銭の配布、見世物、競技、野獣狩り、剣闘士試合などの開催回数や経費などが刻まれている。帝国内の地方都市においても、都市ローマと同様に、様々な建設事業や見世物が行われていた。これらの経費は次第に膨らみ、都市財政が破綻に瀕する場合さえもあった。

ローマ帝政時代のイタリア半島における地方都市は、基本的に「自治都市」であり、その財政は帝国の財政から独立していた。すなわち、特別な場合を除き、地方都市における経費は、各都市が独自に確保しなければならなかったのである。しかし、地方都市には広範に安定して賦課できる税制がなく、常に「財源確保」が問題になっていた。

地方都市の財政を支えていたのは、基本的には富裕な者たちであり、彼らは様々な名目や目的で都市財政に貢献していた。その理由の一つには、彼らが「公職就任」を希望していたからである。

富裕な者たちは、政治に参加すると同時に都市財政への貢献も求められる仕組みであり、「政治」と「財政」とは不可分な関係にあったのである。しかし、富裕な市民は「生来自由人」と「被解放自由人」によって構成されており、後24年のウィセッリウス法によって、後者の政治参加は不可能とされていた。より広範に「財源」を確保するためには、後者を一方的に排除できず、法的な規制をどのように乗り越えるかが問題となってきたのである。

この「不可能な者たち」をどのように都市の「財源」に組み入れていったかについて論じる。彼らを組み込むためには、「慈善」として寄付を行った場合を除けば、彼らからの寄付を促進させる何らかの「報奨」が必要であったであろう。「報奨」には、「間接的報奨」と「直接的報奨」の2つが想定可能である。「間接的」とは、被解放自由人の行為がその子供や子孫に影響を及ぼすという意味であり、被解放自由人が都市に対して行った寄付などにより、その子供・子孫が都市参事会員に編入されるという例を示している。一方、「直接的」とは、被解放自由人の行為に対して彼自身に直接、「報奨」を与えるという例を示している。本発表では、碑文史料に現れる「都市参事会員標章」の賦与について、被解放自由人の都市財政に対する貢献という視点から、その有効性について述べる。

中世史部会 I

報告者

1. 杉浦 武仁 (関西大学)
2. 佐藤 彰一 (名古屋大学)
3. 阿部 俊大 (東京大学)
4. 上山 益己 (大阪大学)
5. 西岡 健司 (京都大学)
6. 高木 啓子 (京都大学)
7. 三浦 敦子 (東京都立大学)

1. 「王権代行」としての司教権力

—7世紀後半のル・マンの事例から—

杉浦 武仁

メロヴィング期における司教権力に関する理解のひとつとして、「司教支配」という概念で捉えようとする方法がある。とくに、王権からさまざまな特権が付与されることによって、司教は本来の都市支配者たる伯から公的権限を奪取し、司教支配権を確立していくという理解は、カイザーReinhold Kaiserらの実証的な研究を通じて、通説的見解となった観がある。こうした見方は、いわゆる「公権奪取」Usurpation 論として大きな支持を得ているが、とりわけその理論の裏付けを提示しているのは、7世紀の司教の事例である。通説の代表的論者であるカイザーは、7世紀の司教支配権について二つの段階的発展を考えている。すなわち、7世紀前半に王権からさまざまな特権を獲得することによって、司教は都市の支配権を獲得した。さらに、7世紀後半以降になると、司教は自立的な領域支配者となった。とくに7世紀後半の司教支配権確立の背景にあるのは、王権の凋落とそれに伴う地方権力の台頭である、と。

しかしながら、この立論が当時のメロヴィング期の司教権力に関して十全なる解釈を施しているとは言い難い。なぜなら、地方における司教権力に対して王権がいかなる影響力を持っていたのかということが明らかにされていないし、王権を代行するかたちでの司教権力の存在意義が看過されているからである。本発表ではこうした問題関心を持ちながら、7世紀後半のル・マン司教の事例について再検討を加えたい。ル・マン司教の事例は通説が頻繁に考察の対象としてきた事例である。とくに特権付与の事実が国王文書から明らかになるため、多くの研究者の注目を集めてきた。そして、そこで唱えられた見解は「公権奪取」論の枠組みの中で捉えられるものばかりであったため、司教支配権の確立というテーゼが一層支持されることとなった。

こうした通説的見解に対して、本発表は上述の問題関心からいくつかの新しい知見を付け加えたいと考える。本発表の目的は、「王権代行」としての司教権力の存在を立証することである。これによって、司教支配権の確立という従来のテーゼでは捉えきれない、7世紀における司教権力の様相の一端を明らかにできると思われる。

2. メロヴィング王朝の婚姻戦略

—ポスト・ローマ国家の自己維持機制—

佐藤 彰一

過去20年のメロヴィング朝期の文献史料による研究は、ひとつのパラドクスの上に築かれてきたと云えるであろう。それはこの時代を研究する上で最も重要な史料であり、とくに6世紀についてこれなしには、およそ時代像さえ満足に捉えることが困難なグレゴリウスの諸著作、なかでも『歴史十書(Libri Historiarum decem)』の「呪縛」から、歴史家はどのようにして自由になれるかを模索する苦闘のなかで展開されてきた、という点においてである。こうしたグレゴリウスの脱構築作業の一つの大きな成果として、マルティン・ハインツェルマンの『歴史十書』研究を位置づけることができよう。

こうした史料論の視点からのアプローチとは別に、パラダイムの観点からの旧来の研究視角の見直しの試みも可能である。政治的秩序の不安定、統治秩序の初歩的状況などが、この時代を描くための伝統的な構図であるが、しかしそれにもかかわらずなぜ2世紀半もの間、メロヴィング朝というひとつの政治体制が存続しえたのかという疑問は、研究者の念頭に浮かぶことは少なかつたように思われる。

この報告は、メロヴィング朝期の国家支配体制が具えていた「ホメオスターシス(自己維持機制)」をシステム論的に全面的に解明する一環として、王朝の婚姻関係がその重要な要素として機能したことを、二三の角度から具体的に明らかにすることを目ざしている。

3. 12世紀バルセロナ伯領南部における 再植民と社会形成

阿部 俊大

本報告では、バルセロナ伯領南部、新カタルーニャと称される地域において、再植民と呼ばれる再征服後のキリスト教徒による入植活動がどのような過程で展開し、そこでどのような社会構造が形成されていったのかを、明らかにすることを目的としている。ここでは、再植民活動の先駆的事例とされる、新カタルーニャの中心都市の一つであるトゥルトザとその周辺地域の12世紀後半における再植民の事例を題材として扱う。

従来の研究では、バルセロナ伯によって植民の開始時に入植者集団に与えられた植民証書の内容をもとに、トゥルトザの住民には裁判権など多くの権利が委ねられ、税による負担も比較的軽いものに抑えられていたとする見解が有力であった。これに対し、1980年代に入ると、実際にはトゥルトザにおいてもテンプル騎士団やトゥルトザ司教、俗人領主らによって次第に土地の集積と一円化が進行し、住民はこれらの割拠する諸領主のもとで封建的な諸税を課されて領主裁判権に服することとなり、強固な領主支配の体制が形成された、とする主張が現われた。

しかしながら、バルセロナ伯・都市住民・諸領主の間の協定群を網羅的に検討した結果、領主の権利にはバルセロナ伯によって様々な制限が課されており、住民にも裁判権などの権利が一貫して認められていること、また、伯自身も多くの権限を留保していること、特定の領主への権限の集中が妨げられていることなどを、明らかとすることが出来た。このことは、テンプル騎士団やトゥルトザの司教座において保管されていた、個別の紛争事例の調停文書の分析や、領主と住民の間の個別の土地に関する契約文書の分析などを通じても裏付けることが出来た。前者からは、紛争の調停に実際に住民が関与し続けていること、後者からは、領主によって課されていた負担が、実際にも軽いものであったことが、それぞれ明らかとなった。

さらに、当時の入植活動の状況や政治的な情勢なども併せて検討し、トゥルトザにおいては、特定の勢力への権力の集中を避けつつ、いわば諸領主や住民などの諸勢力の協力のうちに都市が運営される体制がバルセロナ伯の下で形成されていったという結論を得ることが出来た。このことは、アラゴン連合王国全体への再植民の影響を考えていく上でも意義のあることだと思われる。

4. 中世盛期フランスの領邦における歴史叙述 —領邦における共属意識をめぐって—

上山 益己

12世紀のフランスには、諸侯の大規模な支配域たる領邦が数多く存在していた。これら領邦は王権から事実上独立し、その支配者である諸侯らは、王国の枠を越え、西ヨーロッパ全域で軍事的・政治的イニシアティブを發揮していた。しかし、いっぽうで、これら領邦内での一円的支配や連帯は確認されていない。諸侯らの領邦支配の実態は曖昧であり、従来確認されている限りでは脆弱としかいえない。

こうしたアンビバレンツは、諸侯権力の社会的・文化的な研究の不足によるところが大きい。本発表では、歴史認識のありようから、領邦における連帯意識や諸侯権力の性質を明らかにする。史料としては、諸侯家系の「家門史」を用いる。これは従来、親族意識を反映したものとされてきたが、本発表でこうした限定性は否定されるだろう。

ノルマンディー公家とアンジュー伯家の「家門史」を取り上げ、そこに描かれる歴史認識を分析した。そこでは、公や伯のもとで割拠する戦士たちが、それぞれ「ノルマン人」や「アンジュー人」といった名を与えられて一体的に描かれていた。彼らは公や伯とともに物語の主役を務め、強い共感をもって描き出される。いっぽう、歴史は周辺領邦との闘争の連続として描かれ、周辺戦士集団に対する強い敵意が繰り返し語られていた。

テキストの成立過程からは、こうした記憶が、諸侯の聖職者側近や城主たちに共有・伝承されていたことが明らかとなる。また教会や城といった施設を介して、地方の聖職者や戦士層にまで広まっていたことも推定された。こうした集団的記憶をブリコラージュして、領邦の歴史は書かれた。そして書かれることで、さらに記憶は共有・深化された。こうした状況は、おのおのの領邦において、聖職者や戦士層に個別のアイデンティティを育んだであろう。

またこれらのテキストでは、公や伯は超自然的なものと親和性を持つシンボリックなものとして認識され、社会はそのシンボリズムに基づいて把握されていた。すなわち領邦内では、公や伯を頂点とした歴史・世界像が存在していたといえよう。こうした認識は、諸侯らの領邦支配を支えたと考えられる。

5. 12, 13 世紀スコットランドにおける Scottishness

西岡 健司

中世スコットランド王国は、いわゆる多民族国家として発展した。そもそもスコットランドの名の由来となるスコット人はアイルランドからの移住者であり、9世紀中頃に、彼らと先住民ピクト人との連合によって王国の基盤が形作られた。それに前後して、西方から侵入したノース人に定住を許す一方、11世紀には南方への進出に成功し、ブリトン人およびアングル人の定住地域を併合した。加えて、12世紀からは国王主導の下に多くのノルマン人が招かれ、彼らを中心とした王国のノルマン化によって統治体制が整備されていったのである。このように、民族的には多様性を孕みつつも、しかしながら、12世紀以降、国王を中心に着実に王国の統合を進めた結果、13世紀末の対イングランド独立戦争を経て、一つの *natio* としての Scottishness が醸成されるに至る。

ところで、スコットランドが多民族を統合しえた要因については、概して、民族意識を越えた王国共同体への帰属意識の発達が重視されるが、Scottishness の母体はノルマン化以前のスコット人を中心とする王国の中に求められている。そうした考えの背景には、Scottishness の発展を直線的に捉える傾向が強く認められる。その結果、他の民族、特にノルマン人の与えた影響についての考察が十分になされないままにある。しかし、先述のように、王国発展の過程においてノルマン人の果たした役割は極めて重要であり、彼らを受動的に Scottishness を受容する存在として考えることはできない。ノルマン人は王国内で有力貴族層を形成し、後には国王を輩出するまでに至るが、入植当初はスコット人に対して侮蔑の眼差しを向けていた。彼らは単にスコット人に同化したのではなく、自らのアイデンティティを変容させつつも、Scottishness そのものの形成にも多分に関与したのである。

今回の報告では、以上のような観点から、ノルマン人の入植から独立戦争前夜までの12, 13世紀を中心に、同時期に作成された年代記等の記述の分析を通じて、ノルマン人側の視点から Scottishness の問題を検討したい。

6. フィリップ・オーギュスト時代 (1180 - 1223) の「王国 (regnum)」概念

高木 啓子

10世紀末からフランス国王を称した初期カペー家が、国王とは名ばかりの弱体な君主であったことはよく知られている。当時の国王は北フランスの一部を支配するにすぎず、この王権の衰退期に、王国内では諸侯が自立性を強め、各地方はそれぞれの領主のもとで独自の発展をとげていた。

12世紀に入ると、カペー家の権力は徐々に強化され、13世紀には急速にその支配領域を拡大する。その嚆矢となったのが、フィリップ・オーギュストによるノルマンディおよびアンジュー地方の征服(1204年)であった。この征服によって、フランス国王は異質な歴史を重ねてきた広大な地域をその直接支配領域に組み込んだ。カペー朝はこうした場合、あまり強力な同化政策をとらない傾向がある。とりわけノルマンディにおいては、すでにイングランド王権のもとで中央集権的な行政制度が確立されており、1204年以降のフランス王権もまた、王権に有利と見てこの制度を引き続き採用したため、かつての公領のまともりはなお維持されることとなった。アンジュー地方も一人のセネシャルに委ねられている。1204年に成立した新たな国王支配領域は、これら二つの地域に旧来からの王領地を加えた異質な三地域の集合体とでもいえるべきものであった。国王の権力基盤がパリを中心とした狭い地域にとどまっていた時代に比較して、その構造は大きく変化したといえるだろう。

本報告では、主にフィリップ・オーギュストの証書にあらわれる「王国 (regnum)」の語を手がかりとし、彼の治世のもとで起こった王国の構造の変化が「王国 (regnum)」概念に与えた影響を検討したい。国王やその顧問団の抱いていた「王国 (regnum)」概念は、当時の現実を反映しているだけではなく、彼らの政策を規定していくはたらきも持つ。初期カペー諸王の影響力の小ささのために「フランス王国」が二重の意味を持ったことはつとに指摘されているが、この概念は1204年の国王支配領域の拡大を経ていかなる変容をとげたのだろうか。中世後期のフランス王国への展望を意識しつつ考察していきたい。

7. 中世後期奢侈条令に見るヴェネツィアにおける 都市政府と女性

三浦 敦子

近年ヴェネツィアの都市社会史において、都市権力の発展のあり方についてジェンダーと関連付けた議論がなされている。2000年に公刊されたホイナツキの論文集においては、都市権力の伸長とジェンダーの関係について、現在までにヴェネツィア史でなされてきた議論が整理され、14、15世紀における両者の関係のパーспекティブが提示されている。

すなわち、上述の時期においては、売春や性行為の場を限定する都市条令が發布され、性犯罪への都市の介入が増加したが、こうした公共の秩序や空間、性道徳を確立しようとした試みはジェンダーに意味を与えることによって行われたと指摘された。また、同時に年齢区分によって、男女に行動範囲や行動様式が割り当てられたとされた。

このような都市の動きの背景として、度重なる疫病のために失った人口を回復する必要から、性行為を管理することが都市によって重要であったということ、また13世紀末以降、貴族階級の成立過程で婚姻戦略が社会的にも経済的にも重要になり、貴族が結婚を中心とした秩序に依存するようになったということ、そして寡頭体制確立を目的とする貴族階級にとって、血統を婚姻によって純粋に保つことが必要であったということが挙げられている。

しかし、都市政府が公権力を行使する際に、対象者が年齢やジェンダーによって区分され、取り扱われることは明らかにされたが、時代による区分の変化に関しては深く検討がなされていない。この問題を掘り下げることによって、都市政府が時代に応じていかにしてジェンダーや年齢区分を利用し、また都市権力を発展させたのかを論じることが可能であろう。

この点を明らかにするために、同時期に公共の秩序を確立することを目的として發布された奢侈条令を主に分析する。すでにヒューズらのイタリア奢侈条令研究において、条令の対象者である女性が年齢によって区分され、奢侈を享受する度合いが異なっていた事例が報告されている。しかし、ヴェネツィアはイタリア諸都市の中でももっとも発布数が多かったにもかかわらず、奢侈条令研究が少なく、条令の中の女性の区分化についても明らかにされていない。

本報告では中世後期のヴェネツィア奢侈条令に看取される女性の区分化とその変容を検討し、それが都市政府の発展にいかに関与していたかを明らかにしたい。

中 世 史 部 会 II

報 告 者

1. 赤江 雄一 (英国・リーズ大学)
2. 森下 園 (上智短期大学)
3. 上野 未央 (お茶の水女子大学)
4. 鶴島 博和 (熊本大学)

1. 14世紀イングランドにおける説教者の図書館

—ヨーク托鉢修道院の事例から—

赤江 雄一

一三世紀以後、托鉢修道士の説教は、とりわけ一五世紀半ばの活版印刷の発明に先立つ約二五〇年間における最大の「マス・メディア」であった。範例説教集、教訓説話（エグゼンプラ）集、詞華集（フロリレギア）等々説教者を支援する著作が著され、特に範例説教集は分冊（ペチア）複写システムの整ったパリの代表とする大学のみならず地方の托鉢修道院の学校・図書館・写字室を通じて書写され、説教の著作に用いられた。選ばれた少数の托鉢修道士が大学にて高度の知を追究する一方、大多数は大学ではない修道院付属学校で説教者・告解聴聞司祭となるべく教育され、説教を通じて、知（一定の限定はあるが）の民衆への普及者となった。であれば、大学ではない托鉢修道院付属学校及び図書館が情報伝達の中継地として果たした役割は非常に大きい。しかし、その重要性にも関わらず依然として托鉢修道士の説教と修道院付属図書館との関係については研究が進んでいない。本報告では、この点に関して、一四世紀後半のアウグスティヌス隠修士会ヨーク修道院の事例に即して検討した。

同修道院付属図書館の蔵書目録は、イングランドのみならず大陸を含めた一四〇〇年以前の托鉢修道会付属図書館の現存する蔵書目録中最大規模を誇る。同目録を詳細に検討することにより、同図書館には館内閲覧用参考図書に匹敵する図書群が存在することが証明できる。その中には、同会士ジョン・ウォールドビーの手により同会ヨーク修道院との深い関連のなかで書かれた範例説教集『新主日説教集』が見出される。この未公刊の説教集に含まれた典拠と、参考図書群、そしてその他の同図書館の蔵書を比較検討することによって、参考図書群を選択する上で第一の基準が、説教著作に資する書物であったことが証明される。これによって、托鉢修道士の広範な知的活動のなかでも地方の修道院において説教が最も重要な地位を占めていたこと、図書館蔵書が説教というメディアを支える物質的基盤として明確な意図をもって高度に組織化されていたことを明らかにした。ここで用いた方法論は他の大陸の托鉢修道会の図書館にも応用が可能と思われ、一つの托鉢修道院図書館の事例ではあるが、同図書館は活版印刷以前の情報伝播について考察するための展望台を提供することを示した。

2. 中世イングランド市民の遺言状が語る社会的結合

—ノーリッジ市の事例から—

森下 園

中世イングランドの諸都市のなかでも、ノーリッジ市には多くの検認遺言状が保存されている。遺言状の多くは人生の終末を迎えるにあたって作成されたものであり、そこには聖俗両面における人々の心性が反映されていると考えられる。そこで、ノーリッジの検認遺言状を参照することで、一般信徒市民の社会的結合について検証してみたい。

遺言状は書き手の死後に執行されるものであり、書き手がそこから直接利益を被るための文書ではない。こうした遺言状を残す理由は様々であろうが、遺言状には家族以外の多くの人々や宗教的施設も関わっている。彼らへの遺贈と引き替えに遺言者は何を得たのだろうか？

ノーリッジにおいて兼任された遺言状を男女あわせてピックアップし検証してみると、いくつかの点が浮かび上がってくる。とくに数は少ないが、女性達の遺言状のありように着目してみると、これらの女性たちの家族や身近な人々への遺贈は、男女共通してみられる宗教的施設への遺贈に加えて、個人名が明記された上で細々した日用品が分与されている点が目立つ。女性が遺言した場合、分与する物品が細々と、別の女性に譲る旨記載されるのだが、この受け取り手は必ずしも家族とは限らず、多くの日用品が女主亡き後、その家から外へでていくことになる。使用している本人による処分は当然とも言えるし、あるいは金銭よりもこうした日用品のほうが女性には多く処分を委ねられているというだけのことかもしれない。また現実的問題として、女主人が亡きあと、次の女主人は別のスタイルの家庭を営むだろうから、個人的なものをしかるべき家族や知人に分与して処分するということにもなる。

仮に男性やギルドなどの社会活動に従事する市民を中心に結ばれた社会的結合が、教会と世俗とのギブ・アンド・テイクの関係だとすると、物質的な分与はそれにあずかれない女性たちの社会的結合を示すものかもしれない。つまり、遺言状による物質的な譲渡を介してのゆるやかな社会的結合が別に存在するといえるのではないか。物品を遺贈される女性たちの名前が、社会における彼女たちのつながりを証す。そして女性の死後に家庭から放出される品々は、この社会的結合のなかで、他の女性たちの手に渡され、さらにそこから循環していくことになるのである。

3. 中世後期イングランドの聖母マリア像

—「キャロル写本」を中心として—

上野 未央

本報告は、15世紀の写本に収められた英語詩・キャロルに登場する聖母マリア像の分析から、それらの聴衆として想定されていたであろう人々の文化的背景について考察するものである。

主に取り上げるのは、15世紀後半に作成されたオックスフォード大学ボードリアン図書館所蔵のMS. Eng. poet. e.1である。MS. Eng. poet. e.1は主に英語で書かれた76の詩とキャロルからなり、15世紀の写本群の中において「キャロル写本」と呼ばれ、歌うことを念頭において作成された実用的なものであるといわれてきた。

キャロルとは、押韻を踏む複数の節からなる詩の一種であり、バーデンと呼ばれる前置き部分を持ち、各節の終わりにリフレインを持つことが多い。現存するキャロルの大部分は15世紀以降の写本に残ったものである。同時代の資料から、キャロルは、ある時には聖職者によって、またある時には芸人によって歌われたことが分かり、歌い手も聴き手も限定しない性質を備えていたと推察される。

MS. Eng. poet. e.1に収められたキャロルには、聖書に題材を得たものから、世俗の人々を主人公にしたものまで、はば広い事柄が描かれた。コンテンツの分析からは、MS. Eng. poet. e.1の大部分は、特定の聴衆層に向けて作成されたものというよりは、対象を限定せず世俗の人にも聖職者にも楽しめる詩を集めたものであると考えられる。その点で、この写本には中世後期に広い階層の人々に理解されえたイメージが示されているといえるのではないか。

報告では、MS. Eng. poet. e.1の写本としての特徴を示した上で、この写本に頻繁に登場する聖母マリアに注目する。MS. Eng. poet. e.1では、キリスト降誕などの聖母マリアが中心人物でない場面でも、マリアを賛美するフレーズが繰り返される例が見られた。このような聖母マリアの「強調」が行われた背景について考察するとともに、マリア賛美に使われた表現、どのような場面でマリアが登場するのかといった点について分析する。その際、他の写本に残る、同じ詩の異なるヴァージョンと比較する。最後に、MS. Eng. poet. e.1における聖母マリア描写が、中世後期イングランドの文化のどのような側面を体現しているか、報告者の見解を提示することとしたい。

4. 「資料」が語る騎士の姿

—11から13世紀におけるケントの騎士家族の「定性分析」—

鶴島 博和

11から13世紀は、ラテン的キリスト教世界という始まりをもつ文明圏としてのヨーロッパが誕生した時期である。多極的な中心を有していた地域としての「ヨーロッパ」が、パリ・ローマを基軸とした地帯構造を形成していった。ライン・ロワール間は「スタンダード」を提供した。「騎士」と呼ばれる社会層もそのひとつである。後の人々が「封建制」と命名した独特の原理（その学問的な有効性はここでは度外視しておこう）によって結ばれ、兜と鎖帷子、剣と槍と盾、そして鞍と鎧を備えた軍馬によって武装した彼らは、「狭くかつ高い」と形容される城郭を根城にして地域社会に根を張っていったのである。「騎士」の社会は、その戦闘技術とともにヨーロッパ周辺地帯に広がっていった。

イングランドは1066年以降、北フランスの「騎士」社会が移植され、最終的に「ヨーロッパ」スタンダードを受け入れることになった（その研究史的な論争も度外視する）。この教科書的な概説は、「ヨーロッパの形成」という視点からは意味をもつであろう。しかし、「スタンダード」の下にははるかに広い射程をもつ多様性が存在していた。本報告が問題とするのは、多様性を視野にいれた騎士の実像の叙述である。

そもそも、軍事階層としての騎士の叙述は、その目的（軍事ないしはそれに関係する土地保有）によって作成された史料をもとになされてきた。しかし、騎士がかかわった史料は、「年代記」、「奇蹟譚」、「命の書」などを始めとして多様であった。さらに、彼らの所領の地理学的な情報も思わぬ姿を描き出すことがあり、資料はなにも文字資料に限らない。本報告では、様々な「資料」を用いて11から13世紀のイングランドにおける騎士の姿を描いてみたい。

しかし多様な「資料」を用いるということは、対象とされる騎士の限定を必要とする。ここでは、1066年、ノルマンディーのバイユー司教でウィリアム征服王の父違いの弟であったオドに従って海峡を渡り、その後ケントに定住していったヴィターリス(Vitalis)とその家系を追うことでこの限定に応えたい。他の地域では考えられないほど騎士に関する潤沢な「資料」を残したケントの恩恵に浴しながらも、一家族の「定性分析」のもつ限界性は強く意識しなければならないだろう。しかし、海峡世界に生き、海民的ないしは商人的性格を併せもちながら、やがて内陸ジェントリへと特化していったヴィターリスのような騎士家族が存在したことも無視することはできない情報なのである。

近世史部会

報告者

1. 和栗 珠里 (桃山学院大学)
2. 野々瀬 浩司 (防衛大学校)
3. 坂野 正則 (東京大学)

1. 「ポスト・カンブレ期」ヴェネツィアの 寡頭支配層と芸術パトロネジ

—San Francesco della Vigna 教会と有力家系のネットワーク—

和栗 珠里

カンブレ同盟戦争(1509-)は、強大化するヴェネツィア共和国の勢力を抑制するためにイタリア諸国とヨーロッパ列強が同盟を結成して起こしたものである。この戦争は、1509年のアニャデッロの戦いにおける同盟軍の圧勝によって、ヴェネツィアに手痛い打撃を与えた。敗戦による失地はまもなく回復されたものの、財政的苦境や大国としての威信の損傷は深刻で、戦後復興期のヴェネツィア共和国の政治を大きく左右することになった。戦費捻出のための度重なる課税と戦後の財政立て直しを目的とした官職売買の導入は、富裕な貴族とそうでない貴族の間の溝を押し広げた。‘Primi’ (プリミ:第一の人々、最有力層)と呼ばれた前者は、金の力で高位の官職・聖職を手に入れ、さらに、膨大な額の嫁資を伴う政略結婚によって互いに結びつき、寡頭支配を強化させた。彼らはまた、公私両面での芸術パトロネジや学問を通じて、自らの権力だけでなく、ヴェネツィア共和国の力を内外に示すことにも熱心であった。

‘Primi’ たちは婚姻関係を通じて政治的・経済的結束を強めたが、そのネットワークが芸術パトロネジにおいても機能していたことを示す例がある。祖国の威信回復のために文化政策にも力を注いだ元首^{元首}アンドレア・グリッティ Andrea Gritti(位 1523-38)の墓があるサン・フランチェスコ・デッラ・ヴィーニャ San Francesco della Vigna 教会である。フランチェスコ会厳格派修道院附属のこの教会は、ヴェネツィアの周辺部に位置し、15世紀まではさほど重要な教会ではなかったにもかかわらず、グリッティをはじめとする政府要人や高位聖職者たちの多大な寄付と教皇クレメンス7世の支持を受け、ヴェネツィア政府の主任建築家であったヤコポ・サンソヴィーノ Jacopo Sansovino の設計案によって1530年代に全面的に改築された。

本報告は、この教会に関与した人物たちのプロソポグラフィカルな分析を手がかりとして、彼らの間の密接な血縁・婚姻関係や様々な協力関係・影響関係を明らかにし、この教会が「ポスト・カンブレ期」のヴェネツィアにおいて持っていた政治的・文化的な意義を探ろうとするものである。

2. 宗教改革者たちと農奴制問題について

—ベルンの再洗礼派の場合を中心にして—

野々瀬 浩司

農奴制という人格的支配は、十六世紀初においても西南ドイツやスイスでは、重い封建的な軛として農民の自由を抑圧していた。一般的に農奴たちは、移動の自由の禁止、結婚の制限、賦役の履行などの拘束を受け、その上に様々な貢納の支払い義務によって経済的負担を強いられていた。それに対して民衆は、宗教改革運動に触発されて、1525年の農民戦争期に新たに聖書を規範とした「神の法」を掲げ、領主に農奴制の廃棄要求を突きつけ、さらに自己の主張の正当性に関して宗教改革者たちに対しても裁定を求めたのである。

本報告では農奴制問題に関する宗教改革者たちの見解を整理し、特にスイス再洗礼派という急進派に焦点をあてて、比較・検討したい。ルターやレギウスなどの公権力の支持を受けた代表的な宗教改革者たちの基本的態度は、世俗の自由と信仰の自由とを区別し、農奴領主制を根底的に廃棄するような革命思想を否定し、領民に愛と忍耐を要求するものであった。しかし総体的にはルターやメランヒトンに比べて、レギウス、ブレンツ、ツヴィングリには、領民に対してより寛容な態度が窺える。その三人の神学者たちは、領主に対して不当な搾取や専制政治を戒め、愛の業に依拠した農奴解放を推奨した。しかしそれは支配者の愛と良心に委ねられた自発的な行為であって、世俗的に拘束力のある法的義務が考案されていたわけではなかった。

公権力からの迫害を受けたスイス再洗礼派が、農奴制問題に関して言及した史料は乏しいものの、私が調べた範囲内では、彼らはそのような封建的拘束を肯定することはなかった。例えば1530年代にベルン領内で改革派の説教師たちとの間で行われたの宗教討論では、再洗礼派の指導者は、教会の世俗的統治の問題と関連して、キリスト者が政治権力を持つことを批判し、農奴制支配を否定的に見たのである。しかしながら、スイスでは再洗礼派という新しい急進的な宗教運動は、成人洗礼の肯定、厳格な聖書中心主義、分離主義的な教会形成などの信仰的な動機から出発していたので、社会問題に対しては、中世からキリスト教的な倫理と深く関わっていた事柄、特に十分の一税や利子に対する関心が中心であった。従って、十六世紀初に彼らから人格の自由に関する体系的な政治神学は形成されず、現実社会にそれほど大きな影響を及ぼすことはなかった。

3. 17世紀ヌヴェル・フランスにおける 植民地建設とカトリシズム

坂野 正則

近世植民地はこれまで近代植民地の先駆的形態として捉えられ、その経済的側面が重視されてきた。しかし、同時代人が植民地を経済的性格からのみ理解していたわけではない。フランス植民地研究において、ヌヴェル・フランス（仏領カナダ植民地）は人口・農工業といった面で英領植民地に立ち遅れており、あまり成功しなかった植民地として否定的に扱われてきた。しかしこの植民地は定住・農業植民地、商業植民地、軍事植民地、宗教植民地という4つの要素をあわせもち、それぞれの要素の相対的比重は時代とともに変化したと考えられる。特に17世紀前半の植民地化の時期には、英領植民地に対抗するカトリック宗教植民地としての機能が重要であった。さらに本国における再カトリック化の動きが、こうした植民地機能に刺激を与える。当時プロテスタントの中心拠点であり、大西洋世界における貿易や海運に対し大きな影響力を保持していたラ・ロシェルは、1628年に王権の手によって陥落し再カトリック化を理念とした都市再建と商業の復興が進められた。すなわち、ここにラ・ロシェルとカナダ植民地を両翼とする再カトリック化戦略が成立する。

以上のような問題意識に基づいて、本報告ではカナダ植民地建設のもつ宗教的性格を、17世紀前半の同時代的視点に立って、本国におけるカトリシズム再征服運動と関連させながら検討したい。具体的には、国王直轄地化以前の植民会社である百人会社の宗教的性格を分析すること、ラ・ロシェルと植民地との結びつきを宗教的観点から分析すること、宣教活動そのものを分析すること、以上三つの視角からの分析を通じて、カナダ植民地における宣教活動を本国との連関のもとに再検討する。

近代史部会 I

報告者

1. 志村 真幸 (京都大学)
2. 赤松 淳子 (筑波大学)
3. 山口 みどり (日本学術振興会)
4. 岩間 俊彦 (東京都立大学)
5. 伊藤 航多 (東京大学)
6. 長野 一大 (東北大学)

1. 18世紀イギリスの見たスイス —風土的・歴史的「自由」の発見—

志村 真幸

本発表は、18世紀イギリスの国家観に対してスイスの与えた影響を明らかにすることを目的とする。資料としては、留学やグランド・ツアー等でスイスを訪れたイギリス人の旅行記や日記・書簡を用いる。

従来の研究史で、この時期の両国の関係が取り上げられることは、きわめて稀であった。18世紀のスイスはイギリスにとって、政治、経済、文化いずれの面においても取るに足らない存在でしかなかった。宗教的重要性も16～17世紀に比べ、低下していた。しかし、スイスの独特の風土、歴史、政治形態はヨーロッパで他に類を見ないものであり、当時のイギリス人にも強烈なインパクトを与えた。本発表で取り上げる資料は、エドワード・ギボンに代表されるスイスへの留學生の記録、ウィリアム・ベックフォードらグランド・ツアーの途上でスイスを通過した記録、ウィリアム・コックスなど旅行記作家の記録の3種類であるが、これらのいずれもがスイスの風土、歴史、政治形態に感嘆し、かつその相互関係に注目している。すなわち、万年雪をいただく高峰アルプス、ウィリアム・テルに始まる闘争と独立の歴史、諸カントンのゆるやかな連邦制と直接民主制が称讃され、それらをつなぐものとして「自由」という言葉が持ち出されるのである。スイスには専制君主はおらず、人々の意志がすなわち政策となる自由の国である。そして、この現行の自由を風土と歴史が守り、支えている。つまり、アルプスの険しい峰々が外的の侵入をこぼみ、同時に勇敢で自立心に富んだ住民をつくりだすと論じられるのである。

こうした言説にもうひとつ特徴的に見られるのは、他のヨーロッパ諸国との比較の視点である。スイスの政治形態がイタリアやフランスと比較され、後者の現行の専制・圧政が風土や歴史に起因するとの示唆がなされる。そして、ここからさらに、スイス的自由のイギリスへの導入の試みが行われることになる。その際に最重要視され、指標として用いられたのが風土であり、スコットランドやウェールズ、湖水地方等の辺境の地が「イギリス国内のスイス」として再発見され、原初的自由を保持する土地として注目を集めていくこととなる。

2. 18世紀イングランドにおける婚姻のモラル —アーチ裁判所の訴訟記録から—

赤松 淳子

イングランドの女性史研究において、18世紀は女性の社会的地位の変化における重要な分岐点と見なされている。従来の研究では、この時期、「公的領域」（労働の場）と「私的領域」（家庭）の分離に伴い、中間層を中心に女性の活動が専ら家庭に追いやられるようになったとする歴史観が提示されてきた。しかし、このように「公」と「私」を区別する考えは、当時の女性の多様な活動を見落す危険性を孕んでいると思われる。「結婚」という事例をとってみても、それは必ずしも個人としての男女の「愛」に基づく結合ではなく、むしろ親族関係や地縁関係を媒介とし、時には司法を通してその結合のあり方が社会に公なものとなされ、より強固に規範化されるという側面をもっていた。近年の研究は、近世の女性たちが数多く婚姻訴訟へ参加していたことに目を向け始めているが、こうした女性たちの行動から18世紀の女性像を捉え直すことができるのではないだろうか。

本報告では、17世紀後半から18世紀前半において、中間層やジェントリ層に属する男女が婚姻の成立をどのようなものとして捉えていたのかを、カンタベリ大主教管区上訴裁判所であるアーチ裁判所の訴訟記録から考察する。近世イングランドの婚姻訴訟は、「夫婦別居」訴訟と「婚姻の成立／不成立」を争う訴訟に大別できるが、同時期のアーチ裁判所においては、後者をめぐる訴訟が多数を占めていた。

アーチ裁判所の記録からは、訴訟当事者や証人の婚姻成立観が、裁判所側によって提示される訴訟様式や法廷における互いの供述・証言に規定されながら、形成されていく過程を垣間見ることができる。婚姻の成立／不成立を決定付ける要素として裁判所と訴訟参加者が重視したのは、婚姻法の規定のみならず、訴訟当事者の社会的身分や財産、さらに親子関係、近隣関係などの人間関係であり、そしてそれらに立脚する性モラルであった。報告では、供述・証言の分析を通じて、婚姻のモラルの構築に女性たちがどのように参与したのか、また女性たちにとってこれらの訴訟に参加することが如何なる意味をもっていたのかについて論じていきたい。

3. 「当方牧師の娘」

—父親の職からみたヴィクトリア期ミドルクラス女性—

山口 みどり

「当方牧師の娘」—ヴィクトリア期のガヴァネスの求職広告には、このように父親の職種を記載したものがしばしばみられる。学歴・所属をもたないこの時代の女性にとって、父親の職種は重要な肩書きであり、アイデンティティ形成の重要な要素であったといえるのではないか。「家族企業」的要素が一専門職家庭を含め—ミドルクラスの家庭に強く残っていた当時、主に家庭で育つ娘たちにとって、親の職と密接に結びつく社会的地位や収入、信用、職種に基づく人脈のもたらす影響は、とりわけ大きなものであった。女性の教育機会がきわめて限られていた中、子女の教育機会も親の職種によって左右されえた。『ジェイン・エア』のローウッド校のモデルといわれる「牧師の子女のための学校」や、「宣教師の子女のための学校」、「士官の子女のための学校」のように、特定の職種の家庭出身者を対象とした学校も存在したからである。本報告はこうした視点から、国教会牧師という「宗教的家族企業」に生まれ育つ女性たちに焦点を当てる。

福音主義の影響の元、ヴィクトリア期の牧師館は単なるジェントルマンの住居ではなく、教区慈善の本拠地、そして支配的価値観を広めるショーケースと化していた。兄弟が寄宿制のパブリック・スクールに行って不在の教区で、「無給の牧師補」と呼ばれる牧師の娘たちは、教区民に模範を示すと共に、教区の慈善活動のリーダー的役割を果たすことを期待されて育つのである。福音主義の興隆、宗教刷新運動、教会の「女性化」、そして社会の世俗化に伴い牧師館の位置付けが微妙に変化していったヴィクトリア期、「牧師の娘」という肩書きは女性が成長していく上でどのようなメリットをもち、また制約を与えたのだろうか、またこの肩書きを女性たちはどう利用していったのだろうか？

史料としては、日記・書簡・自伝などの伝記的史料の他に、宣教師協会・修道会・聖職者遺児年金・学校・軍隊（海軍婦人部隊）といった機関の記録を使用し、合計 200 人以上の女性のデータを基に論じる。

4. 地域社会における政治とミドルクラス

—19 世紀第 2 四半期におけるハリファクスの議員選挙—

岩間 俊彦

本報告は、19 世紀第 2 四半期におけるハリファクス Halifax の議員選挙に関する分析を通して地域社会における政治とミドルクラスの様相を検討する。このような研究課題は 4 つの研究領域の進展を背景に設定された。第一に、イギリスにおける地域社会研究の豊富な蓄積である。第二に、民衆運動史の進展である。民衆運動の担い手たちは様々な形で地域社会の政治に介入することを試みた。議員選挙はそのような活動の中でも中核となるもののうちのひとつであった。議員選挙のキャンペーン・選挙結果・選挙後の動向を分析することは当該分野の研究者にとって不可欠な作業であった。第三に、議員選挙に関する投票行動の分析は政治史研究において最重要な領域のうちのひとつである。近年の研究はコンピュータデータベースを用いて莫大な量のデータを体系的に処理し、投票行動に関する緻密な考察を進めている。最後に、ミドルクラス研究の活発化である。19 世紀の地域社会において、ミドルクラスは独自の政治的活動を行なう場を広げつつあり、選挙における投票は自らの意思を示す重要な機会であった。以上のような研究史の整理から、地域社会における投票の分析は、第一に、投票者の政治的・経済的・社会的特徴や選挙活動の経緯・選挙結果・選挙結果の影響、第二に、政党支持や民衆運動に代表される政治活動と選挙との関係、そして、第三に、地域社会の制度的特質、といった点を総合的に考察する必要があると思われる。

イングランド北部の商工業都市ハリファクスは、ドロシー・トムスン等によって急進主義的政治運動の拠点として分析されてきた（『チャーティスト』日本評論社、1988 年、索引でハリファクス、ベンジャミン・ウィルソン、アーネスト・ジョーンズ、ベンジャミン・ラシュトンを参照）。本報告は、このような理解に対して、ハリファクスの政治的領域におけるミドルクラスの位置付けを再検討することによって、19 世紀第 2 四半期における地域社会の政治動向に関する理解を深化させることを目的とする。第一に、選挙人名簿・商工人名録・任意団体のリスト等を基礎にした包括的なデータベースに系統だったデータ整理や史料結合といった作業を加えることによって、投票者の行動を体系的に分析する。第二に、このような分析結果を新聞等の質的史料と相互参照することによってハリファクスにおける選挙の動向・争点・背景を明らかにする。

5. “Wise Week”

—19世紀イングランド北部の地域社会と〈科学〉の祭典—

伊藤 航多

「地域社会」という概念や意識は、「国家」という概念と同様に、歴史的に変化し、たえず創りあげられているものとしてとらえることができる。私の研究報告では、19世紀中頃のイングランド北部タインサイド地方をとりあげ、そこでの工業化という社会経済的なコンテクストをふまえて、「地域社会」という像が新たに創りあげられていくうえで、「産業」や「科学」という表象がこの地域でどのような社会的意味をもっていたかという問題を検討していきたい。

1831年に設立された英国科学振興協会(British Association for the Advancement of Science)は、社会に実利をもたらす営為として「科学」を権威づけ、思想や宗教の枠を越えて、より組織だったかたちで科学文化の振興をはかろうとする団体であった。当時の協会の主要な活動であった年度大会は、そのような「科学」のイデオロギーを全国に浸透させるという使命をふまえ、毎年さまざまな地方都市を巡回し開催された。このように地方に重点をおくというやり方によって、協会は、全国的な「イギリスの科学」というサークルのなかに地方をとりこむという方向性をもつと同時に、「地方の科学」を発信する場にもなりえた。

本報告は、1863年に、タインサイド地方の中心都市ニューカッスル・アポン・タインで開催された大会を具体的なケースとしてとりあげる。この大会での実質的な運営業務に大きな役割をはたしたのは、タインサイド周辺から参集した名士や資本家、商工業者らによって構成される委員会であった。彼らは、「科学の祭典」という機会をとらえ、社会の繁栄と安寧をもたらす産業界の理念としての「科学」を声高に語り、そうした理念を共有する一体的な空間としての「地域社会」を外にむけて描き出そうとした。しかし、一方では、大会にむけた議論のなかには、「地域社会」という概念をめぐるさまざまな立場が交錯していたことを見てもとることができる。本報告では、そうした意識のズレをふまえたうえで、大会運営のありようや、「地域社会」の「科学」をめぐる問題について検討していきたいと考えている。

6. チャーティズムにたいする下院議員の投票行動

—議会改革・急進的民衆運動とその政治過程にかんする—考察—

長野 一大

チャーティズムは、中流階級の階級的利害を反映した1830~40年代の政治体制にたいして、労働者階級が抵抗を示した運動であると捉えられてきた。本報告の目的は、このような通説を参照しつつ、チャーティズムと議会改革双方にたいする下院議員の対応を比較・検討することによって、近代イギリスの社会・政治史に新たな視点の導入を試みるものである。

通説によると、当時のイギリスの社会・政治状況は次のように把握される。第1に、階級による社会的亀裂が上層の政治エリートにも影響を与え、階級間の対立を反映した政治的判断が行われた。こうした政治構造に則った国政に、草の根レベルで対抗したのがチャーティズムである。このような問題関心から、先行研究では、チャーティズムに参加した民衆についての詳細な分析が行われてきた。

第2に通説は、第1の通説に則った上で、政治エリートである下院議員を、家父長的温情主義をとる保守党と、経済的自由主義をとる自由党の2つのステレオタイプに分類する。前者は家父長主義にしたがって庇護の対象として民衆を擁護する傾向をもち、後者は工業家・中流階級の利害を代弁し民衆にたいして冷淡な態度をとる傾向をもっていたという。近年においても、議員の対応や実体については、このステレオタイプの域を出る分析がほとんどなされていないように思われる。

このような通説にたいして、前者にはS.ジョーンズらが批判的な見解を提示し、後者にはM.テイラーらが異なる見解を提示している。彼らが主張するように、民衆と政治エリート(下院議員)との関係は、より柔軟で臨機応変な交渉過程を経てとり結ばれていたのではないだろうか。チャーティズムについても、階級対立の構造だけではなく、政治的潮流をより重視し、議会改革運動にひきつけて再解釈しようとする傾向が現れはじめている。

本報告では、主に第2の通説の問題関心にそって、チャーティズムに直面した下院議員の対応と言説を分析する。これによって、当時の政治エリートを代表すると考えられる下院議員の言動を知り、彼らがどのように民衆運動を認識していたかをあきらかにできるだろう。チャーティズムのような政治問題を扱う上で、先行研究に欠けていた部分を補完できると思われる。用いる史料は、下院議員の投票行動を記したディヴィジョン・リスト、議会議事録、新聞、小冊子等である。

近代史部会 II

報告者

1. 戸波 勝徳 (東京外国語大学)
2. 空 由佳子 (東京大学)
3. 早川 理穂 (早稲田大学)
4. 佐久間 大介 (京都大学)
5. 柴野 均 (信州大学)
6. 川崎 亜紀子 (早稲田大学)
7. 松田 祐子 (大阪大学)
8. 飯田 洋介 (早稲田大学)

1. 18世紀前半ポーランドの国制改革論

—スタニスワフ・レシチンスキの『自由を保障する自由の声』を中心として—

戸波 勝徳

18世紀前半のポーランドは、アウグスト2世、アウグスト3世と二代にわたりザクセン選帝侯が君主の座についておりザクセン時代とも呼ばれる。この時代は、北方戦争、ポーランド王位継承戦争、七年戦争とたびかさなる戦災を被り、国土が荒廃していた。その一方で、国内においては、有力貴族たちが国政の主導権をめくり政争を繰り広げており、政治も混迷していた。

この時代のポーランドは、外敵に対して国土を守る軍備が非常に貧弱であり、何度も列強の軍事侵攻を許していた。18世紀の軍事理論では人口の1%にあたる軍事力が必要とされていたが、ポーランドにおけるそれは実質0.2%程度に過ぎなかった。この軍備を含めた一連の国制上の諸問題を決定するセイム Sejm と呼ばれる議会は、有力貴族たちの政争の場となり、十分に機能を果たしていなかった。さらに、人口の約10%を占めるシュラフタ（貴族身分）層が政治的諸権利を独占し、都市民層や農民層を抑圧し、彼らの社会的・政治的、及び経済的な成長を妨げていた。

しかし、このような状況を改善すべく、一部のシュラフタや王権が様々な国制改革論を提示し、議会においても議論が繰り広げられていた。本発表では、これらの改革論の一つである、スタニスワフ・レシチンスキが執筆したとされている『自由を保障する自由の声』（以下、『自由の声』と表記）を主要史料として取り扱い、議論を進めていく。レシチンスキは二度もポーランド国王に選出されながら、最終的には国外に追放されてしまっており、改革に対する熱意は並々ならぬものであったと言える。

『自由の声』は「序章」、「教会」、「国王」、「大臣」、「元老院」、「貴族」、「協議規範」、「代議院」、「議会休会期」、「平民」、「軍事」、「財政」、「司法」、「治安維持」、「国王選挙」で構成されている。本発表では、主に議会制度に関する問題を中心に扱うとともに、ザクセン時代において重要な改革課題となっていた軍事・財政問題にも可能な限り考察の焦点を当て、18世紀前半ポーランドにおいて求められていた国制改革を可能な限り追究していきたい。

2. 18世紀末パリにおける施療院改革

—慈善から福祉へ—

空 由佳子

18世紀末のフランスでは、貧民の増大、乞食・浮浪者・捨て子等の深刻化する社会問題に対し、従来型のキリスト教の慈善 Charité を前提とする地方名士主導の施療院・施しによる救貧活動の枠組みを超え、政府主導で組織化された救貧システムを構築するための抜本的改革が行われた。その最も特徴的な取組である施療院改革の前提となったのは、貧困問題に関する新思潮から生じた新しい概念、すなわち、公権力による管理を理想とする福祉 Bienfaisance と、医学・衛生学の実践を理想とする医療施設化 médicalisation という、二つの概念であった。旧体制末期から革命期にわたって展開する救貧改革に関する諸研究において、地方社会での、中央政府の政策からの影響に対する評価が、大きな争点となっている。しかし、地域差はあるものの、救貧改革は18世紀末のフランス全土で施行されたのであり、旧体制の地方の自立・多様性を超えた次元での救貧改革が持つ一般性が存在するのではないだろうか。

本報告では、18世紀末に行われた救貧改革がなぜ必然化されたのかという問題提起を行い、パリ・オテル＝デュを主な事例として取り上げ、改革のプロセスにおいて見られた軋轢や問題を分析することを通じ、18世紀末の施療院改革に関わる問題の一般的性格について考察したい。パリ・オテル＝デュは、教会組織・財産を基盤とするフランス最古の施療院で、首都の中心であらゆる貧者を救済していた。しかし、次第に都市・中央政府といった世俗権力が財政管理を担うようになり、医学の実践・教育の中心地となるにつれ、聖職者側と世俗権力・近代科学の専門家との間でしばしば対立が生じるようになっていた。このような施設の性質ゆえに施療院改革の震源地となったパリ・オテル＝デュを通して、施療院改革の本質を浮き彫りにし、ひいてはその背景にあったフランス社会を照射したい。

3. あるパン屋の死

—フランス革命期の民衆運動と暴力—

早川 理穂

1789年10月21日、パリで一人のパン屋が殺害され、同じ日に憲法制定議会では戒厳令が制定された。被害者のドゥニ・フランソワDenis FRANÇOISは、近所ではむしろ評判のいいパン屋として通っていた。そのフランソワが、数々の処刑が行われてきたパリ市庁舎前広場で、民衆によって縛り首にされた後首を切りとられて引き回されるという、残酷な方法で命を奪われた。7月14日のバスティーユ陥落や十月事件の記憶も生々しい時期であるとはいえ、アンシアン・レジーム期や革命期にパリで起こった他の食糧暴動を見ても、パン屋が殺害されるまでに至るケースは見当たらない。フランソワはなぜ、このように無惨に殺されなければならなかったのか。パン屋の店先に行列していた群衆は、いかにして「血に飢えた群衆」へと変化したのか。ジョルジュ・ルフェーヴルGeorges LEFEBVREが鮮やかに示したこのメカニズムを、フランソワの事件を通して、具体的に明らかにする。その際、史料としては、主に議会議事録、当時の新聞、裁判史料をもとにする。また、「残酷な暴力」が、民衆にとってはどのような意味を持っていたかを探っていく。

次に、同じ日に制定された戒厳令について、この事件が与えた影響はどのようなものであったのか。戒厳令制定の過程を追うことで、議員たちの民衆の暴動に対する考え方を浮き彫りにしていく。

4. ナポレオン戦争期のティロールにおける「愛邦主義 Landes patriotismus」

佐久間 大介

君主を同じくする諸領邦の複合体であったハプスブルク帝国では、18世紀以降に国家統合が進展すると、これに対抗する形で、領邦を基盤とした地域主義、すなわち「愛邦主義 Patriotismus」が成長した。だが、フランス革命とそれに続く対仏戦争のインパクトによって、この「愛邦主義」は新たな段階を迎える。

本報告が対象とするティロール伯領は、この時期、フランス軍の度重なる侵攻を受け、1805年からは、フランスの同盟国であったバイエルンの支配下に入る。これに対して繰り返された住民の抵抗運動は、ハプスブルク帝国への愛国心のあらわれとして、またフランス支配に対する「ドイツ」の「解放戦争」として「神話」化されてきた。だが、当時のティロールは、ドイツ語系住民が多数派を形成しながらも、少数派としてイタリア語系住民が存在し、そのアイデンティティも一様ではありえなかった。また、フランスの脅威が迫るまでのティロール「愛邦主義」は、身分制的国制を基盤とした地域的自治の伝統を根拠としており、「ハプスブルク帝国」や「民族」といったより大きな枠組みは意識されていなかった。

しかし、フランスの侵攻とバイエルンの統治は、身分制的国制に対する、より直接的な脅威となって立ち現れる。この脅威に対抗するために、「愛邦主義」は、地域的自治の伝統を論拠とする点では一貫しつつも、より広範な住民層を統合する試みを始めた。この結果、ティロールの独自性を強調し、フランスやバイエルンを「他者」と位置付ける論理が新たに模索される。また、「ハプスブルク帝国」や「民族」といったファクターの重要性も増加する。だがこれは同時に、「愛邦主義」において排除の論理が強化される結果にもつながるものであった。

近年のヨーロッパ統合の拡大と進化にともなって、「地域からなるヨーロッパ」という概念は、単なる理念の上だけでなく、実態としても重要性を増しつつある。また、「愛邦主義」のような形態の地域主義は、ナショナリズムの単なる萌芽的形態であるか、もしくは近代的国民意識によって解体、代替されていくとする旧来の理解は、修正を迫られつつある。実際、現在のオーストリアにおいても、旧領邦を単位とする「愛邦主義」が国民意識の基盤となっていると指摘される。また、ティロールがそうであったように、ハプスブルク帝国の諸領邦は、内部に複数の民族集団を抱え込んでいるため、「愛邦主義」と「民族」原理との関係はそれほど単純なものではなかった。これらの前提を踏まえつつ、ナポレオン戦争期のティロール「愛邦主義」を検討することで、「国民国家」理念が登場してきた時代におけるハプスブルク帝国の地域と国家と民族の関係を明らかにしたい。

5. sventramento の意味

柴野 均

イタリア王国の成立後、1880年代から90年代にかけてイタリアの都市景観は大きな変貌を遂げた。「取り壊し作業 sventramento」あるいは「再開発 risanamento」と呼ばれた、この時期の都市計画事業がもっていた歴史的な意味を検討する。

sventramento は政治的・経済的理由から推進されたといえる。何よりも都市の外観や装飾をより華々しいものにして、新統一国家の威信を内外に印象づけることが狙いのひとつであった。政治的なプロパガンダが都市計画に直結した例はローマやミラノなどの大都市に見ることができる。自己イメージにふさわしい外観を都市に与えることが支配階級にとって重要な課題であった。

そして都市機能の近代化を進めることを通じて経済発展の基礎を固めることも同時に狙いに含まれていた。統一イタリア王国が成立した1861年には人口10万人以上の11都市の総人口が216万人であったものが、50年後の1911年には450万人と倍以上に増加している。都市に流入する人口が増大し、新しい生産様式や生活様式が登場するとともに、新しい社会問題が発生していく。そうした事態に対処するためにイタリアの諸都市において実行されたのが sventramento であった。

具体的には当局が「不潔」「みすぼらしい」と判断した地域を収用して取り壊して新しい街路や広場を整備し、新しい社会生活に適合的な都市施設を作り上げることであった。そのためには1880年代になってもコレラの流行で千人単位の死者が出るようなナポリの貧民地区では、特別法を用意して「開腹手術を行う sventrare」必要が存在したのである。その背景には実証主義的な時代の空気を読みとることが可能であろう。

都市化の過程で金融資本の投機的な利害が大きな影響を与えている。都市の中から古いものが姿を消し、新しいものが登場することは新しい社会階級の台頭を意味していた。そうした社会変動に対応した資本の活動の結果、イタリアの諸都市はその相貌を変えていく。

6. 二月革命とアルザス・ユダヤ人

—1848年の反ユダヤ暴動をめぐって—

川崎 亜紀子

フランス二月革命の歴史的な重要性については、革命の規模、その後のフランス国内における体制や社会の変化、更にはヨーロッパ諸国に与えた影響などに鑑みれば、改めて強調する必要性はないであろう。また、パリのみならず各地方で頻発した民衆運動(蜂起、暴動)が革命の進展に一定の方向性を与えたことも重要な側面である。

さて、アルザス地方では、同時期にバ・ラン、オ・ラン両県とも各地で農民による反ユダヤ暴動が、ユダヤ人家屋の破壊・略奪という形態を取りながらかなりの規模で発生した。この二月革命時に反ユダヤ的な暴動が起こったという事実がアルザス・ユダヤ人にとって、また当時のフランス社会との関わりの中でどのように位置付けられ得るかを明らかにしていくことが、本報告の目的である。

報告の構成として、まず、暴動が起こった背景を考察する。フランスのユダヤ人がいわゆる市民権を獲得したのは1791年であるが、二月革命直前になってようやく彼らに対する全ての法的制限が撤廃された。ただし、この間にも彼らの社会的地位は向上し、アルザスでも特に都市部においてその傾向は明らかであり、そのことはフランス人にとって脅威になりつつあった。一方、1845、46年頃からアルザスや西南ドイツで食糧危機が深刻化していた。その中で二月革命が勃発し、政治的動揺の波はアルザスにも及んだ。

次に、暴動の実態を検討する。暴動が発生した時期は、パリでの革命勃発直後の2月末、続いて憲法制定議会選挙の実施を巡って国内が混乱した4月初旬である。更に、暴動の具体的な発生場所、その性格、当局側の対応、といった点について、バ・ラン、オ・ラン両県立古文書館や国立古文書館の所蔵する文書や裁判記録を中心に検討する。

最後に、暴動の影響について考察する。まず、19世紀後半のアルザス・ユダヤ人社会では、行商や金貸しといった彼らの伝統的役割の重要性が低下したことに伴い農村から都市への流出が更に激化するが、1848年の反ユダヤ暴動も都市への、更には国外へのユダヤ人人口流出を促進する契機の一つになった。そして、暴動自体は他地域に拡大しなかったものの、これ以降、フランス国内ではユダヤ人を「高利貸し」や「神殺し」とみなす伝統的な反ユダヤ主義に加え、彼らはフランス市民と平等の権利を享受するに値しないとといった政治的思想をも包含した反ユダヤ主義が横行し始めることになったのである。

7. 第三共和政前半のパリの「乳母制度」

松田 祐子

フランスでは、伝統的に、上層階級の母親が自分の子供に母乳を与えることはほとんどなく、乳母が雇われていた。19世紀のパリにおいて、この習慣は、「乳母産業」と称されるまでに、ブルジョワ層から労働者層にまで広まった。乳母の取りまとめ人が現れ、乳母斡旋所ができ、医者による乳母自身と乳母の乳、乳母の子供への検査が行われた。

一方、里子の死亡率の高さが、社会調査、統計の発達によって明らかとなると、乳母を雇う習慣がフランス国家の人口停滞の一因とされ、社会問題となった。1874年のルセル法は、「両親、乳母、仲介者に対する届出の義務」「乳母になるには、乳母の子供が7ヶ月を超えていなければならない」等を規定する。しかし抜け道の多いこの法は、実効力をもたず、「住み込み乳母」の数は第三共和政前半に最大となった。

1902年に発表されたブリュウの戯曲『代理母』は、自分の子供を預け、パリに乳母として働きに行くことを強制される若い母親の悲劇を描く。上層階級向けの女性誌『フェミナ』は、この戯曲を取り上げ、「乳母制度」に対する疑問を喚起するとともに、貧しい母親たちを助けるための集団保育制度への協力を呼びかけている。しかし他方では、「乳母コンクール」のような「住み込み乳母」を競い合う記事が掲載され、乳母選択のマニュアル本が出版されるといった、矛盾した状態が続く。

ブルジョワ女性にとって、「住み込み乳母」を雇うことは、伝統的に行われてきた当然の行為であり、また何よりも、社会がこの階級の既婚女性に要請していた二つの役割、すなわち母親の役割と社交界での妻の役割の両方を可能にする、唯一の方法でもあった。とはいえ、母乳を奪われた乳母の子供たちが悲惨な状況におかれていることは、改善されなければならない。そこで彼女たちは、乳母の子供たちの悲劇を、自分たちの行為とは別の問題としてとらえ、この問題は、保育所設立への協力という慈善事業によって解決されるものであると考えた。この2種類の保育制度は、時代の産物ではあるが、家庭内保育である「保育ママ」と、集団保育である「保育所」という2本立ての保育制度として、形を変えて現在のフランスにも継承されているとも考えられる。

8. ビスマルクとソールズベリー

—1880年代後半の独英関係—

飯田 洋介

今から50年前、「ビスマルクとソールズベリー」という題目の下、クルーケ(Paul Kluge)は1880年代後半の独英関係を概観した論文を発表した。彼の説によると、ビスマルクは植民地政策を通して、イギリスを締め出した大陸における新たな政治システムの構築を試みたが、ソールズベリー卿の首相就任を機にイギリスは行動の自由を確実に広げていき、そうしたイギリスの巻き返しに最終的にはビスマルクの戦略も効果を発揮し得なかったという。その後の研究でこれに代わる様々な見解が出されたものの、50年後の今日に至るまで、ビスマルクの同盟システムにおけるイギリスの位置付けに関しては、ロシアのそれと違って依然として見解が定まっていない。

見解が定まらない要因の一つは、同時期にイギリスに対してビスマルクが相反する政策を行っている点にある。とりわけ1880年代後半、ビスマルクは地中海協定(1887年)、さらには独英同盟打診(1889年1月)を通してイギリスに擦り寄せた政策をとり、その一方でバッテンベルクの結婚問題再燃に伴う反英プレスキャンペーン(1888年)、ロシア駐在イギリス大使モリアーに対するプレス攻撃(1888年12月—89年1月)を行っている。これらの相反する要素をどのように解釈すべきであろうか。

ビスマルクにとって最重要課題は、周知の如く複雑な同盟システムを通してのドイツ帝国の安全保障であった。そしてその大国としての地位を維持するためには、イギリスかロシアのジュニア・パートナーとならなければならないしなけりなかつた。ビスマルク時代末期、独露関係悪化と二正面戦争不可避論からビスマルクはイギリスに擦り寄る道を選んだ、と複数の歴史家が述べているが、これは当時の状況証拠だけに依拠した不適切な見解であるといわざるを得ない。ドイツがジュニア・パートナーとならなければならないようにするために、「急場しのぎ」的措置を強いられたとはいえ、ビスマルクは1880年代を通して次の2点を常に堅持してきたとすることができるであろう。それは、①ロシアを、時にはイギリスを通して抑制しつつ、自分の同盟システムに留めておくこと、②イギリスがドイツの支持を必要とするような状況を維持、もしくは作り出すこと、であった。このように見た時、ビスマルクの同盟システムにおけるイギリスのウエイトは、従来の大半の研究がそれよりも重視してきたロシアのウエイトと比べてみても、決して引けを取らないものであることが明らかであろう。この視点に立って、もう一度ビスマルクのイギリス政策を見直した時に、果たしてイギリスは彼の同盟システムの中でどのように位置付けるべきであろうか。本報告ではその点について見ていくことにする。

アメリカ史部会

報告者

1. 森脇 由美子 (三重大学)
2. 大橋 秀子 (愛知教育大学)
3. 山内 恵 (清泉女子大学)
4. 黒崎 真 (筑波大学)
5. 片桐 康宏 (東海大学)
6. 森田 英之 (西南学院大学)
7. 豊田 真穂 (東京大学)
8. 喜多 千草 (大阪産業大学)

1. 1849年アスタープレイス暴動 —19世紀中葉ニューヨークの社会関係と文化—

森脇 由美子

1849年5月10日夜、ニューヨーク市のアスタープレイス劇場およびその周辺で、群集と州兵・警察が衝突し、死者22名ほか多数の負傷者を出す暴動が発生した。アスタープレイス暴動と呼ばれるこの事件は、その死傷者の多さや街を広く混乱に陥れたことから、当時の人々の目にはヨーロッパで起きた前年の革命すら想起され、「無知蒙昧な」群集の恐怖を過剰なまでに恐れる者もいた。だが、騒動のそもそもの発端は、当時のアメリカとイギリスを代表する2人の俳優同士の反目であり、対立の直接の原因も最良の俳優や演劇スタイルといった観客たちの文化上の「好み」に関わる事柄であった。それゆえ、暴動という結果と他愛なく見える原因との落差は当時の人々を驚かせるには十分であったものの、研究の上では、事件は政治的・社会的問題と無関係な文化的事象と見なされ、もっぱら文学や文化研究の領域でエピソード的に扱われてきた。しかし注目すべきは表層的な原因や経緯にではなく、趣味や嗜好といった一見些細に見える問題がかくも深刻な事態にいたったその社会的背景にある。19世紀前半、ニューヨークは工業化や都市化、移民の流入など、未曾有の変化を経験し、亀裂や対立が社会を覆っていた。アスタープレイス暴動は、いわば劇場という文化装置の中で、社会に蓄積された対立が文化的経路を通して噴出した事件ともいえるのである。

暴動の衝撃は大きく、ニュースはただちに広く報道され、また後世にもニューヨーク市の歴史を彩る驚くべき出来事として伝えられたが、その内容は漠としたものが多く、事件の経緯自体も必ずしも詳らかではない。報告ではまず、当時の新聞、日記、覚書といった史料から事件そのものを再構成し、衝突をもたらした要因、そして事件が伝統的規範から逸脱し、エスカレートする過程を跡付けてゆく。また事件後、暴動に関してはそれぞれの立場から異なった解釈がなされており、それらを比較検討し、それぞれの社会集団が19世紀前半の社会的な変化をどのように理解し対処しようとしていたかを明らかにする。さらに、暴動で表れた対立の根源的な意味を探るため、対立し合うそれぞれの陣営が持つ文化世界に足を踏み入れ、当時のニューヨークにおける文化的対立や文化領域における権力関係を探ってゆく。

2. 『ソーシヤリスト・ウーマン(The Socialist Woman)』 を発行した金子・コンガー夫妻

—20世紀初頭のアメリカ社会主義フェミニズムをめぐって—

大橋 秀子

アメリカでフェミニズムという言葉がはじめて登場するのは1906年のことである。1910年代には、その正確な定義を求めるさまざまな論争が雑誌や講演会などで繰り返されている。本報告は、このフェミニズム草創期に社会主義思想とフェミニズム思想の融合をめざして苦闘したひとりの社会主義女性、ジョセフィン・コンガー・カネコと彼女の夫で明治の社会主義者、金子喜一の思想の営みを『ソーシヤリスト・ウーマン (The Socialist Woman)』を通して考察するものである。

『ソーシヤリスト・ウーマン』は、コンガーと金子が1907年6月から1914年7月までの7年間にわたってシカゴで発行していた月刊誌である。(一時期、世界最大の発行部数を誇っていた『アピール・ツー・リーズン (Appeal to Reason)』社の諸設備を利用できる便宜供与を受けて、カンザス州ジラードで発行している) 雑誌は、最盛期には1万5000部の発行部数を記録し、全米各地はもとよりヨーロッパやアジア諸国でも読まれていた。日本でも福田英や今井歌ら先進的な女性、また幸徳秋水や堺利彦といった初期社会主義者たちの間に少なからぬ講読者がいたと推測されている。

『ソーシヤリスト・ウーマン』はアメリカ社会党と密接な関係を保ちながら発行されたが、その論調は必ずしも党の女性政策に同調的ではなかった。社会党は綱領に「男女の平等」を謳いながらも女性を二流と見なすセクシズムが横行し、またレイシズムも根強くはびこっていた。党員の多くは、社会主義社会になれば差別は解消するといった膠着した思想を保持していた。コンガーと金子は「自由」や「平等と友愛」、あるいは「国家」や「家庭」といった社会主義者たちの言説の中に性差があることに気づくようになっていく。「男性が家庭のために、祖国のために」と謳うとき「男性の家庭は家や土地、祖国は国王や支配者階級」を意味してきたが、それに対して女性は「家族全体を、人間全体を」謳うだろうと、ジェンダーの差異を論じるころまでコンガーは思想を広げていった。そして「他人を支配する権力を認めることは公平さの欠けた不安定な社会を造る因となる」と論じて、国籍や肌の色、あるいは性や信条による差別のない人間の平等を訴えている。『ソーシヤリスト・ウーマン』は、レイスやジェンダーの平等を階級の平等と同等に位置づけようと試みた二人の言説の営みを語る。

3. 20世紀初頭のアメリカ合衆国の「母性主義」 と日本におけるその受容

山内 恵

セックスは生物学的性差、ジェンダーは社会的・文化的性差と一般的には定義されるが、「母性」の定義も、社会的・文化的な装いをまとった「産む性」と言えるだろう。子供を出産し育てるという女性の特性はいつの時代にも存在してきたが、近代の「母性」(motherhood)概念は、近代社会に特有の制度や思想と結びつき形成されたものである。

アメリカ史における「母性」と言えば、独立革命期の「共和国の母」(Republican Mother)の思想がある。これは、革命期のアメリカ合衆国が新しい国造りに際し、公的領域から排除した女性たちを、共和国の「市民」を育てる「母」として、国家のなかに位置づけ取りこもうとした思想である。女性たちは、法的にも経済的にも無権利な状態にはあったが、「母」の役割をとおし間接的に国家への貢献を期待されたのであった。

19世紀には、その「共和国の母」の思想をルーツとするヴィクトリア朝的美徳「真の女らしさの信仰」(Cult of True Womanhood)が広がる。ヴィクトリア朝的美徳は、妻・母としての女性の役割を美化するイデオロギーとして、女性を家庭に妻・母として囲い込もうとする一方、その伝統的美徳は「母性主義」として、さまざまな社会改革運動を活発化させる役割も担った。例えばそれらは、女性による19世紀最大の社会改革運動と言われた禁酒運動であったり、1910年代に最も活発化した女性参政権要求の政治的運動などとなった。20世紀初頭のアメリカ合衆国に興ったこうした女性解放運動(第一波フェミニズム)は、男女の性差が同質であることを求めるといふよりむしろ、「母性主義」に象徴される、男女の異質性を強調した運動体だったと言える。

このような19世紀後半から20世紀初頭のアメリカ合衆国の「母性主義」思想や運動から大きな影響を受けたのが、西欧近代の思想の吸収に熱心であった大正期の日本であった。本報告では、明治末期から大正期にかけて西洋を模範として近代化をすすめる日本が、アメリカ合衆国の「母性主義」の思想をどのように受容していったかに注目する。アメリカ合衆国の「母性主義」思想の日本での受容を日本の論者(成瀬仁蔵、平塚らいてう、山川菊栄ら)の言説のなかに探りつつ、近代国家の「母性」の問題を、日米比較史の視点から考察してみたい。

4. 北部白人リベラル教会組織との連携 —キング牧師の公民権運動戦略再考—

黒崎 真

公民権運動の正当性を全国に承認させる象徴的出来事となった1963年8月28日のワシントン行進には、多数の北部白人リベラル教会関係者が参加した。参加者20万人のうち約4分の3は黒人であったが、白人教会関係者は4万人にのぼった。1963年11月のある記事は、「その夏の進展のうちで積極的な側面は、白人教会と宗教指導者による直接行動を支持する持続的なまた集中的行動であった」と伝えた。さらに、北部白人リベラル教会組織は、1964年公民権法成立を目指して中西部地域の白人の支持取り付けに努力するとともに、ワシントンDCにおいては連邦政府および連邦議会に対する圧力団体として有効に機能したのであった。

北部白人リベラル教会組織をこのような直接行動へと動かす引き金となった出来事が、周知のごとく1963年4月のアラバマ州バーミングハム運動である。そこでは、黒人牧師マーティン・ルーサー・キング・ジュニア率いるSCLC(『南部キリスト教指導者会議』)がメディアを効果的に活用し、人種隔離制度を死守せんとする南部白人の一方的暴力性を劇的に描き出した。白人リベラル教会組織を含む北部世論の良心に訴え、北部世論の圧力によって連邦政府と連邦議会の積極的介入を促すという連鎖的応答を生み出したのである。

ところで、バーミングハム運動直後に北部白人リベラル教会組織がワシントン行進および公民権法成立に向けて迅速かつ強力に動き出した背景として、特に1960年から63年にかけてキングとSCLCが北部白人リベラル教会組織との連携を根気強く模索していたという点が見逃されてはならない。本報告では、1960年から63年という時期に焦点をあて、キングとSCLCが行った北部白人リベラル教会組織との連携努力を第一次史料によって具体的に跡付けてみたい。その際には、キングとSCLCが公民権運動において教会の指導力に期待したのはなぜか、彼らはなぜ南部の白人教会組織と連携することができなかったのかについても明らかにしていく。

5. 「ミシシッピー州主権委員会」の歴史を通して観る南部の抵抗

—アメリカ合衆国南部黒人公民権運動「裏面史」理解のために—

片桐 康宏

1954年、アメリカ連邦最高裁判所がその「ブラウン判決」(*Brown v. Board of Education of Topeka*)において、法律による公立学校における人種分離教育を憲法違反とする、画期的な判断を示すのであるが、いわばアメリカの「良心」を代弁した連邦最高裁がくださった、この「ブラウン判決」を不服として、公立学校における人種統合教育の実現を全面阻止するための抵抗運動——「マッシブ・レジスタンス」(“Massive Resistance”)——が、南部白人の手によって展開されることとなる。直接的には公教育分野における人種別学制度の撤廃を謳った「ブラウン判決」ではあったが、結果としてこの判決は、後に続く南部における公民権運動——すなわち、南部黒人による一種の社会的、政治的「革命」——のいわば「起爆剤」ともなる。

一方、「ブラウン判決」直後のミシシッピー州は、外圧としての連邦政府主導による公民権政策への抵抗運動を率いる、南部諸州における牽引役を担うようになり、その中心的役割を課せられることとなったのが、1956年3月に州議会により設立された、州行政府機関としての「ミシシッピー州主権委員会」(*Mississippi State Sovereignty Commission*)である。南部黒人による「一級市民権」獲得、そしてそれに続く政治過程参加への希求を「革命」と位置付けるのであれば、まさしくこの「州主権委員会」の設立こそ、ミシシッピー州における白人の手による「カウンター・レボリューション」——「対抗革命」——の始まりでもあった。

「ブラウン判決」から半世紀を経ようとしている今日、本発表においては、1956年に設立され、1973年に事実上の活動を停止するまでの17年の間、外圧であるところの連邦政府と世論、そして内圧であるところの州内における公民権運動という、いわば二つの「戦場」での闘いを強いられてきた、「人種分離、差別制度のお目付け役」としての「ミシシッピー州主権委員会」の歴史を、その活動が頂点を迎えた1960年代前半を中心として概観する。さらにはその過程を通じて、「公民権」(*civil rights*)と「州権」(*states' rights*)という二つの言葉をキーワードに据えながら、アメリカ史研究において重要な一時期を成す公民権運動の時代を、「南部白人の目」という、まだ十分に探求されていない切り口から眺めようとするものである。

6. アメリカ主要都市の利害と対日・対中共世論の位相 —1945年時における主要紙の論調を中心に—

森田 英之

数年前現地で、第二次大戦終結前後のテキサス州の対日世論について調査をした。初期の目的は、その強硬な主張ゆえに、米国の対日政策に基本的な影響を与えたと考えられる南部の世論（このときはテキサス州のそれ）を調べることにあつた。南部でも周辺域にあたるテキサス州の世論は、いっそう強硬ではないかと予想されたからである。

たしかにテキサス州民は、全般的に対日強硬であった。しかし新聞論調を調べてみると予想に反し、同州の主要紙の見解は二分されていた。アメリカ南西部の主要都市ダラスの支配層を代表する *The Dallas Morning News* は対日穏健的であり、マッカーサーが推進しようとする穏健な占領政策を支持した。これに比し同州第三の都市サン・アントニオの主要紙 *San Antonio Express* は、徹底した日本社会の改革を主張し、ソフトなマッカーサーの対日姿勢を厳しく批判していた。

とことで資料を分析しはじめたころは、同じテキサス州内のこれらの主要紙に見られる対日論調の相違は、単に個々の経営者・論説委員の嗜好や個人的な見解の相違によるものであって、格別検討の対象にするほどのものではないのではないと思われた。しかしテキサス州史を繙いてみて、20世紀前半、ダラスが金融・商業センターとしての特性を帯びていったのに対し、サン・アントニオはその繁栄を各種の製造業と無数の軍事基地の双方に求めたことが理解されてくるにつれ、両都市の主要紙の対日論調の相違は、それぞれの都市の特性と利害の相違によるものではないかと判断された。とりわけ全国紙というものが存在しなかった1940年代においては、各地方の主要紙は、極端なほどその地方の利害を反映する傾向があったからである。

では、都市の性格とその地域の代表紙の論調に関連があるのは、テキサスだけに見られるものであろうか。このような疑問を持って、全米各地の主要紙の対日論調を概略調べてみることにした。この報告はその分析結果に関するものである。

7. アメリカ占領下の日本における女性労働改革 —労働省婦人少年局の設立を中心に—

豊田 真穂

1945年8月の第二次世界大戦の終結から約7年に及んだアメリカの対日占領は、日本社会の多方面に甚大な影響をもたらした。特に女性解放政策は、日本民主化という占領目的のもとで、精力的に推進された。その中でも、連合国最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）は、労働省婦人少年局の創設に注力した。それは、婦人少年局が、占領終了後の日本社会にGHQ/SCAPの女性政策を持続的に浸透させる役割を果たす政府機関として重要だったからだ。GHQ/SCAPは、婦人少年局が設置されたあとも、婦人少年局の行う女性労働行政に対して、指導や助言を与えた。GHQ/SCAPは、婦人少年局に対する政策を遂行するにあたり、米国の労働省婦人局を当然のことながらモデルにした。米労働省婦人局は、すでに第一次世界大戦時に女性労働者数が急増したことが契機となって創設されていた。その趣旨は、女性は権利と組織能力を持たない特殊な労働者であり、政府機関が女性に代わって労働条件の調査や労働基準の設定をする必要があるという想定だった。それは、女性の一義的な役割は家庭にあり、どうしても働かなければならない女性は保護されるべきだという世紀転換期から続く革新主義思想に基づいていた。では、労働省婦人局というアメリカの「制度」が日本に「移植」されたとき、この革新主義思想はGHQ/SCAPの政策に影響を与えたのだろうか。これまでの研究では、占領下の女性解放政策は、当時の米国本国の思想を超えるほどに「急進的」な改革が行われたと評価されてきた。本報告では、GHQ/SCAPの女性解放政策を再評価する試みのひとつとして、GHQ/SCAPの婦人少年局に対する政策を検討する。その際、婦人少年局が設立されるまでの過程を、GHQ/SCAP労働諮問委員会メンバーとして招聘されたヘレン・ミアーズに注目して考察する。設置後の政策に関しては、GHQ/SCAPで女性労働問題を担当したゴルダ・スタンダーやミード・スミス の思想に注目しながら分析する。同時に、受け入れる側の日本政府や女性労働者とは、どのような点で協力関係があり、あるいは衝突・対立したのかといった点も検討する。

8. 戦後アメリカ政府の研究開発援助と インターネットの誕生

喜多 千草

第二次世界大戦中、コンピュータ開発には巨額の国防予算が投入されたが、戦後まもなく、研究開発よりも民間からのシステム買い上げのほうへと資金が移り始めた。ところがソ連の核保有が判明し、核による本土攻撃を懸念した国防総省が1950年代初頭にコンピュータ制御の巨大な防空網計画を立ち上げたため、改めて多額のコンピュータ・システム研究開発援助が開始された。1950年代後半になり大陸間弾道ミサイルの時代に入ってから、爆撃機飛来を前提とした本土防空網は戦略上の重要性は減じたものの、この計画により半自動の巨大ネットワークSAGEが実際に構築され、情報通信とコンピュータの親和性が示されたことの意義は大きかった。例えば、SAGEの持っていた自動化指向が、技術移転による初の航空機座席予約オンラインシステム構築などに引き継がれ、民間の情報ネットワークのオートメーションをもたらした。

一方、異なった形でSAGEの影響がみられたのが、国防総省の高等研究プロジェクト局（ARPA）に、1962年に設置された情報処理技術部（IPTO）である。初代部長のリックライダーは人間の判断力を必要とする半自動システムとしてのSAGEの枠組みを評価していたため、軍事システム開発の必要性からはむしろ自動化をめざすのが順当であったにも関わらず、IPTOでは半自動システムの先端研究を中心に援助した。このIPTOで1966年に開始された時分割処理システム同士を結ぶ情報処理ネットワーク構築計画により1969年に稼働し始めたのがARPAネットであり、これをバックボーンとして生まれた多様なネットワークが合流するシステムが、今日のインターネットである。つまりインターネットは多岐にわたってSAGEを淵源としており、紛れもなく国防予算によって発展が支えられてきたと言える。しかし、必ずしも軍事的必要性が構築の契機であったとは言えない。

現代史部会 I

報告者

1. 望月 眞紀 (上智大学)
2. 伊東 直美 (東京大学)
3. 原 信芳 (浜松大学)
4. 橋本 秀人 (専修大学)
5. 増田 好純 (東京大学)
6. 池邊 範子 (東京大学)
7. 中村 綾乃 (お茶の水女子大学)

1. 「シュパーン事件」再考

—ドイツ第二帝政期のカトリック教授任命をめぐって—

望月 眞紀

第二帝政期ドイツでは、文化闘争の後も依然としてカトリック教徒は教義に束縛され、真正な学問からは程遠い存在と見なされていた。それゆえ、大学で教授職につくことができた同教徒の数は極めて少なかった。世紀転換期、カトリック政党であるドイツ中央党では教養市民層に属する大学卒の政治家たちが指導権を握っていたが、彼らは諸政策の中でも特に官僚における宗派間の同権を一貫して主張し、カトリック教養市民の育成と発展を模索していた。

本報告で取り上げるシュパーン事件は、このような状況の中で大学教授を目指すカトリック教徒が経験した一般的な障壁の一例であると同時に、大学界やカトリック界をも巻き込むスキャンダルであった。

事件は 1901 年、カトリック教徒マルティン・シュパーン (Martin Spahn 1875-1945) がシュトラスブルク大学哲学部正教授に任命されたことに始まる。当時 26 歳でまだ無名の彼が選ばれたのは、中央党指導者の父親の縁故、文部省局長フリードリヒ・アルトホフの強力な支持があったほか、シュパーン自身も反教皇至上主義を匂わせる言動や研究で自らの愛国的姿勢を示していたためでもあった。さらに、彼の任命と時を同じくして、アルトホフと中央党議員のゲオルク・ヘルトリンクを仲介役に、シュトラスブルク大学カトリック神学部設立の交渉が教皇庁との間で進められていた。シュパーンが教授に抜擢されたのは、これまで帝国議会で中央党が貢献してきたことに対する政府からの譲歩でもあり、ヘルトリンクが神学部設立交渉を通じてシュパーンの任命を強固にしたという側面もあったのである。

大学側にとって、この任命は学部の意向を無視した政府からの強制であり、学問の自由の侵害に他ならなかった。それゆえ、テオドール・モムゼンを中心としたドイツの大学教授陣がこの人事に反対して論争を繰り広げるが、この議論を見ていくと「偏りのない学問」はプロテスタントには可能であるという暗黙の了解があり、そうした前提の上でカトリックの学者が学問において宗派的な前提があると批判されていたことがわかる。

本報告では、シュパーン事件には様々な思惑が絡み合っていたことをふまえて、当事件の再検討を目指すものである。中でも、中央党指導者たちが信仰及び学問的立場を批判されたシュパーンを結果的に支持することになった経緯に注目し、カトリック教養市民層を取り巻いていた当時の状況を照らすことを目的とする。

2. 1913 年ドイツにおける国籍法改正の議論

—「国民」の規定をめぐって—

伊東 直美

2000 年、ドイツでは改正された国籍法が施行され、これによって両親が外国人であっても、子どもが出生によって国籍を取得することが可能になる出生地主義が加味されることとなった。この国籍法の改正は、1913 年以来、血統主義という原則をとり続けたドイツの市民権の歴史における大きな転換であった。なぜならば、血統主義はドイツの国籍、市民権の取得の際に伝統的な原則であり、このことがナチズム体制におけるジェノサイド政策を容易にしたとまで言われてきたからであった。このドイツに伝統的な血統主義の原則が、よりはっきりと打ち出されたとされるのが 1913 年の国籍法の改正であった。誰を「ドイツ人」と見なすのかという問題は、ドイツ近現代史の流れを常に深く規定してきた。それ故、いかにして「国民」というコンセンサスが作り上げられたかを、帝国議会における議論から、帝国議会という公の場での議論とナショナルな風潮の関わりから考察する。

まず、改正の原動力を生み出したのは、ナショナリスト団体によって集められた国外に住むドイツ人からの要望であった。そして問題となったのは、外国人の帰化に関する条項であった。出生地主義の原則を加味することを求める社会民主党と進歩人民党に対して、民族的観点によって訴えた国民自由党、保守党、帝国党、反ユダヤ主義政党、加えて中央党といった政党が、ドイツの地勢的な特殊性と「東方からの脅威」を理由に、これを阻んだ。こうした東部からの脅威論を支えるものが、全ドイツ連盟といったナショナリスト団体が主唱する「国民的思想」であった。この「国民的思想」の発展はドイツの東側、とりわけロシアといった国外の状況と深く関わってきた。

しかしながら、各党派の想定する「国民像」は、左派と右派とによって二分して考えられるような単純なものではなかった。左派リベラルである進歩人民党、右派によって想定された「国民像」は、「市民的規律」に基づく国民という点で一定のコンセンサスを築き、これらの党派が合意を見せた「品行方正」の規定は、帰化する際に、「望ましいか」「望ましくないか」を決定付ける重要な価値基準としての要素をもった。このように、多様な「国民像」は部分部分で重なりつつ、ドイツ「国民」という党派を超えたコンセンサスが作りあげられていったのであった。

3. ワイマール共和国前期の 職業紹介失業給付システム (1918-26年)

原 信芳

この報告は職業紹介失業保険法(Gesetz über Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung vom 16.7.1927, zit. AVAVG)が成立する以前に、ワイマール共和国で実施された職業紹介失業給付制度を、背景となる経済状況のなかに描出しようとする試みである。

失業保険は社会保険中もっとも遅れて登場した。国家的失業給付制度は、ドイツでは憲法 163 条第 2 項にもとづきワイマール期に開始されたが、すでに前世紀末に成立した疾病、災害、廃失(Kranken-, Unfall-, Invalidenversicherung)三保険法に AVAVG を加えて、第二次大戦前ドイツの社会保険体系は略完成する。その意味で同法は画期的法律であったが、前三保険が皇帝と宰相ビスマルクのいわばトップダウンによって導入されたのに比して、AVAVG が制定されるまでには、憲法が制定される前に、動員解除と復員による失業者の発生に備えて、1918 年 11 月 13 日に公布された失業扶助令(Verordnung über Erwerbslosenfürsorge)以降、8 年におよぶ文字通りの紆余曲折があった。

これまでの研究史を振り返ると、L・プレラーの先駆的な労作以来、AVAVG 成立までの失業給付制度は、同法と関連してのみとりあげられる傾向が強い。日本とドイツで 1990 年代にあいついで発表された福澤直樹、P・レーヴェク両氏の研究は、ドイツ失業保険制度成立過程のまさに圭角的分析であり、そこから学ぶところは大きい。しかしここでも当該時期(1918-26年)における失業給付の試行は、AVAVG が成立するまでの前史という位置付けにとどまる。1922 年 7 月 22 日の職業紹介法(Arbeitsnachweisgesetz)にいたっては、研究史上で言及されることすら稀である。失業手当の支給は、失業終息を前提としている。失業給付と職業紹介が社会政策史上、ほぼ時を同じくしてあらわれるのはこのためである。

ワイマール共和国におけるこの時期の職業紹介失業給付事業は、原理的にも実際的にも、ドイツ社会政策史のうえでそれ自体として考察されるだけの独自の意義をもっていた、とわたしは考える。報告の過程であわせて明らかにしたい。

4. ナチス体制初期の強制収容所 —プロイセン邦立エムスラント収容所 1933-34年—

橋本 秀人

本報告は、ナチス体制初期にプロイセン内務省が設立したエムスラント強制収容所の成立・発展・解体過程と、そこに内在する諸問題について考察を試みるものである。プロイセン内務省は当初複数の県に中規模の強制収容所を設置するつもりであったと考えられるが、1933 年 3 月下旬、オスナブリュック県知事の報告から、エムスラントに収容所開設に必要な諸条件が完備されていることが判明すると、ここに大規模な強制収容所複合体を設立する方針を打ち出した。6 月から 9 月にかけて、ベルガーモーア・エスターヴェーゲン第 1・同第 2・ノイズストゥルムの諸収容所が開設され、パーペンブルクには「邦立強制収容所管理局」が設立された。また 7 月から警察に代わって S S が監視部隊として配置された。9 月には内務大臣より「強制収容所管理のための業務指示命令」がだされて、収容所は内務大臣直属の邦立強制収容所管理局長の監督下におかれることとなった。しかしながらこの命令は、管理局長に対し S S 収容所司令官の監視任務を監督する権限を与えておらず、これが S S 監視部隊による収容所の恣意的な支配を可能とした。邦立強制収容所管理局による収容所管理制度とは名ばかりのものであった。

10 月下旬、S S 監視部隊による囚人の虐待と殺害そして近隣住民に対する乱暴狼籍が内外で問題化し始めると、内務省は調査委員会をエムスラントに派遣し、収容所の S S 監視部隊を警察部隊と交代させることを決定した。S S 監視部隊は当初抵抗の姿勢を見せたものの、11 月 6 日撤収した。12 月、ゲーリングは内務大臣布告により、管理局に代えて新たに「邦立強制収容所司令部」を設立し、これの監督をハノーファー州知事ルッツェに委託した。その一方でゲーリングはエムスラント沼沢地の開発にも大きな関心をむけ始め、これは司法省による、刑事犯を投入した大規模開発計画に進展した。1934 年 4 月、ベルガーモーア・ノイズストゥルム両強制収容所は司法省管轄下の既決囚収容所となり、保護拘禁囚はエスターヴェーゲン第 1・第 2 の両収容所に移された。この時期、政治警察面でも重大な変化が生じた。4 月 20 日、ゲシュタポ長官代理兼統監に任命されてドイツ全土の政治警察を掌握したヒムラーが、プロイセンの強制収容所も支配することとなったのである。こうしてエスターヴェーゲンの二つの収容所は 6 月、S S 管理下の強制収容所となった。

5. ナチ強制収容所における囚人強制労働

—SS 経済管理本部の収容所政策を中心に—

増田 好純

囚人の強制労働は、ヒトラーの建設計画によって組織的に導入され、「迫害」とともに強制収容所 [Konzentrationslager] における顕著な特徴となった。第二次世界大戦が始まると、「民族の耕地整理」を推し進めるナチ親衛隊 (SS) 指導部は、囚人を計画実現のための不可欠な労働力とみなし、強制収容所における労働動員体制を整備した。また、東部植民のための「労働力の貯水池」としてアウシュヴィッツなどの収容所を設置させた。しかし戦争後半期に顕著となった労働力不足は、SS の将来計画において労働力と目された囚人をも軍需生産に巻き込んでいくことになる。強制収容所は軍需生産のための「労働力の貯水池」に変容し、これは企業付設の外部収容所など、強制収容所体制の量的な拡大をもたらした。強制収容所が戦争経済に組み込まれていくに従って、軍需省は囚人労働に対する影響力を強めていき、逆に SS はその権限を喪失していった。

略述したような強制労働は、しかしながら囚人の生存を保障するものではなく、国籍・人種的基準による差別化を伴った「労働を通じた絶滅」とも呼ばれる過酷なものであった。「迫害」「絶滅」という主機能が一貫して維持されてきたことを併せ考えれば、強制収容所体制について観察される最も顕著な変化は、こうした囚人の労働動員を巡ってであるといつてよい。また、「ナチ強制収容所」はあまりにも有名な存在であるがために、逆説的に歴史的事実研究が遅滞してきたことも指摘しておく必要がある。

そこで本報告では、「強制収容所」とは何だったかという問いを意識しつつ、SS 経済管理本部の収容所政策を中心として、強制収容所の囚人に強いられた強制労働の展開を跡付ける。囚人の労働動員は、ほぼ一貫して SS 経済管理本部と長官オスヴァルト・ポールの管轄下にあった。それゆえ、SS 経済管理本部の囚人労働動員政策の分析を通じて、強制収容所体制の変容の重要な側面を明らかにできると思われる。その際、比較的最近の視点である民族移住政策と囚人労働との関連性にも言及するつもりである。

6. フリッツ・バウアーと戦後ドイツの民主主義

池邊 範子

亡命先の北欧で反ナチ活動を展開し、戦後ドイツの再建に関わったフリッツ・バウアーは、ブラウンシュヴァイク検事長、後にはヘッセン州検事長として、徹底したナチ犯罪の追及に尽力した人物である。ユダヤ人でもあったバウアーがフランクフルトでアウシュヴィッツ裁判を実現させたことは有名であり、ナチ・ハンターとしての彼の功績は、近年のバウアー研究のなかで明らかにされつつある。しかし、その一方で、バウアーがアーデナウアー政権下の権威主義的で復古的な時代潮流に対抗し、「市民のための民主主義」の実現に取り組んだことも見逃すべきではない。本報告では、このような視点からバウアーが戦後ドイツの民主主義の歩みに果たした役割を明らかにしたい。その際、1950、60年代に展開された、「抵抗」をめぐる議論を主な分析対象とする。

まず、国防軍将校などを中心に引き起こされた「ヒトラー暗殺未遂事件」(「1944年7月20日事件」)に着目し、この事件をとくに高く評価しようとしたアーデナウアー政府の政治的な意図やドイツ連邦裁判所の法的根拠を分析する一方、この事件のみならず、政治的な信念に基づく兵役拒否などナチスに立ち向かったすべての行動を評価の対象に加えるべきであるとしたバウアーの見解を紹介する。次に、ナチ時代の「抵抗」に関する世論の動向に過去との精神的な連続性を見出したバウアーが、民主主義国家における「抵抗権」の重要性を説き、ドイツ人の再教育に努めたことを浮き彫りにする。そして最後に、雑誌『批判的司法』(Kritische Justiz)の創刊、人権団体「人道連盟」(Humanistische Union)の「フリッツ・バウアー賞」創設に注目し、バウアーの精神が1960年代末以降の西ドイツの政治文化にどのように受け継がれていったのかを論じたい。

7. ナチ体制下の神戸ドイツ人社会

—辺境におけるナチズムの成立とその浸透—

中村 綾乃

本報告では、居留地起源型の国際貿易都市である神戸を対象地として、当地における欧米系住民、特に居留地時代から、神戸に積極的に進出していたドイツ系住民に焦点をあてる。ドイツ本国でのナチス台頭を受けて、在日ドイツ人のあいだでも、ユーゲントやナチ女性団、ナチ教員同盟、ドイツ労働戦線といったナチ党組織及び党関連団体が結成され、急速に「ナチ化」がすすめられる。ナチ体制下のドイツ本国から遠く隔たれた極東の地方都市において、住民のあいだでナチズムはどのように浸透したのか、それは「辺境におけるナチズム」である。

まず、居留地発祥当初のドイツ系居留民の進出状況、商業活動、文化活動を概観しながら、神戸におけるドイツ人社会の成り立ちとその形成過程を明らかにする。また、在神戸ドイツ商人の子息のための教育機関として設立され、住民自らが運営に携わった神戸ドイツ学院(Deutsche Schule Kobe)の変遷を追いながら、学校設立、運営の社会史的側面像を映し出していく。そして、ヒトラー政権成立以後の神戸におけるナチズムの影響をとりわけユダヤ人排斥の実態、ナチスの人種イデオロギーの浸透から考察した。その際、在神戸ドイツ系住民の日常生活の基盤である三つ^{クライス}円を考察の対象とした。クラブ、学校(ユーゲント組織)、そして家庭である。ここでは、神戸ドイツ人の「社交界」(第1^{クライス}円)、「教育の現場」(第2^{クライス}の円)、そして最も私的な領域である家庭(第3^{クライス}の円)の実相を聞き取り調査による証言や回想をもとに検討を加える。

兵庫開港当初より、ドイツ商人たちは神戸に進出著しく、居留地撤廃後も自前のクラブや学校を運営するなど、能動的なコミュニティを形成していく。彼らは、ドイツ人の社交界、ドイツ人の学校というように、「ドイツ人の領域」を確保しながら、あくまでドイツ人としてのアイデンティティを追求し続けてきた。その意味で神戸ドイツ人社会は、北米におけるドイツ系の移民社会などとは異なるDeutschtum(ドイツ人らしさ)の在り方を提供してきた。神戸ドイツ人は、自らのナショナリティを主張し、強調しながら「特権」を保持してきたのである。それゆえ、ドイツ人としてのアイデンティティも強く、それは「優越感」とも結びつき、排外主義、ドイツ・ナショナリズムへの傾倒にも繋がっていったのではないだろうか。

現代史部会 II

報告者

1. 堀内 隆行 (京都大学)
2. 高林 陽展 (立教大学)
3. 田中 慎一郎 (専修大学)
4. 中島 崇文 (東京大学)
5. 藤岡 寛己 (明治大学)
6. 馬場 孝 (南九州短期大学)
7. 鈴木 咲里奈 (東京大学)
8. 市橋 秀夫 (埼玉大学)

1. ミルナー・キンダーガルテンの 南アフリカ経験（1899—1910年） —「ブリタニック・シティズンシップ」の生成—

堀内 隆行

1899—1902年の第二次南アフリカ戦争以降、1910年の南アフリカ連邦結成まで、イギリス帝国はケープ、トランスヴァール等、南部アフリカ諸地域の一元的支配の確立に邁進した。この過程に際しては、高等弁務官A・ミルナー配下の若手スタッフ11人、いわゆるミルナー・キンダーガルテンの関与が大きかった。1910年以降、キンダーガルテンのメンバーは帝国＝コモンウェルス、つまり本国と自治領（あるいは白人定住植民地）との対等の関係を推し進める。とくに、メンバーがはじめたラウンド・テーブル運動は、帝国＝コモンウェルスの思想、政策提言等に中心的位置を占めた。

20世紀初めの南アフリカ史、イギリス帝国史双方の研究において、近年では、キンダーガルテンの役割を強調する傾向が高まっている。例えば、南アフリカ連邦結成をめぐるのは、アパルトヘイトへと通じる人種隔離体制の確立、経済的近代化、イギリス帝国を上位に戴く「コロニアル・ナショナリズム」の確立が、メンバーの関与によりはじめて実現した、とする見方が強まっている。また、ラウンド・テーブル運動をめぐるA・メイは、運動が20世紀を通して、帝国＝コモンウェルス規模の世論形成を志向したことを指摘している。しかし、こうした先行研究は、キンダーガルテンの南アフリカ連邦結成への関与がラウンド・テーブル運動にどう影響したか、という視座を欠く。また、キンダーガルテンと「ブリタニック・シティズンシップ」（帝国＝コモンウェルス単位の、市民として政治に参加する権利／市民意識）との関係も未解明の状態にある。

以上の諸点をふまえて、本報告は、キンダーガルテンの南アフリカ経験を、「ブリタニック・シティズンシップ」の生成と把握する。まず、キンダーガルテンの初期の「シティズンシップ」観を検討する。次いで、中国人労働者導入問題、連邦結成等の契機を経て、この「シティズンシップ」観がどう変化したかを探る。終わりに、以上の内容をイギリス帝国史のコンテクストに定位し、研究の展望を示したいと思う。

2. 戦争神経症とイギリス —現代史における「医学・医療の社会史」の試み

高林 陽展

第1次世界大戦の開戦後まもない1914年末、参戦したヨーロッパ各国の陸軍兵士たちが身体に目だった外傷は無いのに麻痺・筋萎縮などの症状を発して戦闘不能になるという現象が、西部戦線を中心に多数報告された。戦争神経症の多発である。当時の医師たちは戦争神経症の原因に関して激しく議論し、治療方法について試行錯誤を繰り返した。ヨーロッパ諸国の陸軍当局は膨大な死傷者を抱えて兵員不足に喘いでおり、戦争神経症への対応は参戦したヨーロッパ諸国に共通の懸案であった。第1次世界大戦において、戦争神経症の多発という問題がヨーロッパ諸国家と医学の前にたち現れたのである。

本報告は、第1次世界大戦期イギリスにおける戦争神経症の多発と、それに対する陸軍省医療局という国家機関の医療保健活動を対象とするものである。大戦期における国家と医学の活動を焦点とすることからは、総力戦体制の下、国家と医学が共同して戦争神経症対策に取組み、見事その対応に成功するというわかり易い物語を、我々はまず想起しうる。戦争神経症もこの例外ではなかった。陸軍医療局の医療保健活動は効率性を第一とし、平時の医療保健行政に属する諸機関を動員した。C.S.マイヤーズなど、多くの医師が陸軍医療局要職に登用され、専門的な医療活動が展開された。このような効率を重視し、医学・医療の諸資源を総動員する流れからは、W.H.R.リヴァーズを指導的な医師として、精神分析という新たな臨床心理学が勃興してきた。戦争神経症についても、戦争を契機とした医学の発展、医学的諸資源の国家への組みこみによる総力戦体制の成功が論じ得る。

近年、医学・医療の社会史研究が盛んである。医史学者V.ベリッジは、20世紀についての近年の医学・医療史研究は国家行政、政治的活動に焦点があったが、今後は19世紀について調査されてきた豊富な社会史的主題群を20世紀の文脈に置き換えて検討する必要があると述べている。この見解には概ね同意できる。しかし、この検討の際に必要なことは、20世紀にますます重要性を増した国家の医療活動を通して、その中に眠る社会的、文化的要因を照射することではなかったか。本報告において重要視されるのはこの方向性である。実際、戦争神経症への医療活動には様々な要因が潜んでいた。国家の医療活動の分析から社会に関する豊かな考察へ。本報告は、このような課題を実践しようと試みるものである。

3. 1917年ロシア革命におけるメンシェヴィキ

田中 慎一郎

19世紀の終りに結成されたロシア社会民主党は、早くも1903年の第2回党大会で、党組織論をめぐって分裂した。論争の一方の側であるボリシェヴィキが十月革命で権力を奪取し、その後、共産党と名称を変え、ソヴェト政治システムの中核となっていたのは周知のとおりである。もう一方のメンシェヴィキは、ボリシェヴィキ政権から「プチブル政党」のレッテルを貼られ、やがて激しい弾圧のなかで消滅することとなる。しかしながら帝政崩壊後のソヴェトにおいて、指導的役割を果たしていたのはメンシェヴィキであった。彼らの方針がしばしばソヴェトの方針ともなり、時には臨時政府の政策にも影響を与えていた。メンシェヴィキは、革命初期のロシアにおいて、もっとも影響力のある勢力の一つであった。その彼らが、どのようにして影響力を失っていったのか。本報告では、1917年のロシア革命期におけるメンシェヴィキの動向を、代表的な二人の指導者、マールトフ（Мартов, Ю.О.）とツェレテリ（Церетели, И. Г.）を中心に検討する。

二月革命直後に流刑先のシベリアから首都ペトログラードへ帰還したツェレテリは、祖国の防衛を熱心に唱え党内をまとめ上げていく。やがて彼は、倒壊の危機にあった臨時政府を支えるために、「ブルジョア政権への不参加」という社会主義者の伝統的戦術を捨てて、臨時政府への入閣を決意することとなる。マールトフが亡命先のスイスから帰国したのは、その直後のことであった。彼はメンシェヴィキ指導部の方向転換を批判し、党内反対派として活動をおこなっていく。5月から10月にかけて、マールトフはしだいに党内での影響力を拡大していくが、しかしそれは、メンシェヴィキが大衆への影響力を失っていく過程でもあった。本報告では、対立していた二人のメンシェヴィキ指導者の論点を整理することで、メンシェヴィキ衰退の要因を探り、さらにはメンシェヴィキや革命ロシアが抱えていた問題点を浮き彫りにしていきたい。

4. 第一次世界大戦後のルーマニアにおける 地方行政改革

中島 崇文

第一次世界大戦の結果、東欧においては国境線が大きく変更した。オーストリア、ハンガリー、ブルガリアのように敗戦国として領土を縮小させられた国々もあれば、他方、ポーランド、チェコスロヴァキア、ユーゴスラヴィア、ルーマニアのように、複数の国家に属していた地域が統一して新たな独立国家が形成されたり、あるいは領土を拡大させたりした国々もあった。

後者においてはそれぞれの国家の中に複数の行政制度、司法制度、教育制度、税制、通貨、教会組織その他が存在するという新たな事態が生れた。そのうちルーマニアに関していえば、「旧王国」と呼ばれることになる、それまでのルーマニア王国を形成していた地域に、ロシア、オーストリア、ハンガリーからそれぞれベッサラビア、ブコヴィナ、トランシルヴァニアという、ルーマニア人が比較的多い3つの地域が加わって国土面積、人口は共にほぼ倍増し、「国民統一国家」が実現されたが、統一直後は様々な混乱が生じていた。

こうした状況におかれた国々では達成した統一をより完全なものにするため、むろん国内の諸制度を統合しようという試みがなされることになるが、その道りは平坦ではなかった。本報告はその中でもとりわけ重要と思われる地方行政制度にどのような手が加えられたかをルーマニアを例として検討するものである。

結論から先に述べれば、ルーマニアでは1925年6月に文字通り「行政的統合のための法律」と称する法案が採択され、4つの地方の行政制度はようやく一本化されることになった。但し、この法律そのものがどのような審議を経て採択され、いかに適用されたか、また採択された法律は従来の4つの地域の制度をどのように踏襲しているのかはまだ明らかにされていないため、見極める必要がある。それから、この法律以前にもルーマニアにおいては戦後、様々な地方行政改革案が作成されていたが、たとえ採択、公布にまで至らなかったにせよ、これらも概観しておきたい。更に、国民統一国家になったというものの、新たに加わった3つの地域はルーマニア人以外の民族の割合も少なくなく、逆説的ながら国内全体の少数民族の割合は増加したという側面も見逃せない。地方行政法の中でこうした少数民族をどのように扱おうとしたかという点についても触れてみたい。

5. イタリア戦闘ファッシの誕生

藤岡 寛己

1918年11月、第1次世界大戦は勃発から4年数ヶ月を経てようやく終結する。交戦国の一角を占めたイタリアは、独逸との三国同盟を破棄し、英仏露の協商国陣営側で参戦して戦勝国となったが、未曾有の人的・物的犠牲を強いられた。さらに、いわゆるウィルソン主義という米国の政治的介入およびこれに従う英仏連合国によって、イタリアはその最大の参戦誘因であったロンドン条約の完全履行を事実上反故にされる。ヴェルサイユ講和体制下でのこのようなダイナミズムに対応できないオランダ政府は国民の信頼も失って1919年半ばに倒閣し、イタリアの内政は混迷を深める。

他方、イタリアの1919年-1920年は「赤い2年」(biennio rosso)と呼ばれるように、まさにこの戦後の激動期に、未耕作地に対する農業労働者の土地占拠・借地農闘争などの農業争乱や、工業分野にみられる、ロシア革命の西方への伝播を確信する工場労働者による労働闘争が全国的に激化し、イタリア半島は社会的・政治的に大きな動揺をみせた。

だが、こうした、赤色革命を予感させる動乱的な社会状況が現出する一方で、「赤い2年」は、「黒い20年」、つまり1922年のローマ進軍から1943年の崩壊に至る「ファシズム体制」の出発点でもあった。すなわち、のちのファシスト党(PNF)となるイタリア戦闘ファッシ(Fasci italiani di combattimento)が、1919年3月下旬、ミラーノの会堂において誕生したのである。この旗揚げ集会でB・ムッソリーニは、第1次世界大戦後の政治的・社会的混乱を収束させ、自由主義政府ならびに社会主義勢力に対抗しようと、ナショナリストや革命的サンディカリスト等の参戦派(interventisti)を糾合したが、誕生当初からファッシの輪郭は不鮮明であり、政治的方向性も判然としたものではなかった。しかし、ともかくも戦闘ファッシ運動は計画的な、あるいは突発的・発作的な暴力を披瀝しつつ、社会主義化・急進化を恐れる各地の保守陣営に迎えられ、拡大してゆく。本発表では、綱領やムッソリーニの発言、さらに事例紹介をとおして戦闘ファッシの諸特徴を具体的に提示しつつ、「赤い2年」の裏面といえる戦闘ファッシ運動の誕生と動向を検討する。また、戦闘ファッシ運動草創期の理念的基礎を与えた、F・T・マリネッティに率えられる未来派についても言及する。

6. カレンジン人の民族形成 —植民地行政年次報告書の検討を中心に—

馬場 孝

ケニアのカレンジン人といえば、今日では、よく知られている民族集団である。第2代大統領モイはカレンジン人であり、その政権は、カレンジン人の高位高官が多かったことから、カレンジン政権とも言われた。世界的な長距離ランナーを数多く輩出することでも知られているらしい。

しかし、このカレンジン人という民族集団は、ほんの50年ほど前には、自明な存在ではなかった。この名称は、1940年代中頃に考案された造語であり、50年代から60年代にかけ、ケニアが独立に向かう過程で広められていった。そして、キプシギス、ナンディ、マラクウェット、ケイヨ、トゥゲン、ポコット、テリクなどの諸「部族」が統合して、「カレンジン人」という新しい帰属意識が確立されていったと言われる。今日でもなお、「つくられた部族」と称せられることもある。

本報告は、この「つくられた部族」の「つくられ方」のモノグラフである。報告者はかつて、「新しい部族」とも言われたこの集団の形成過程に興味を抱き、主に民族誌的な資料と、この時期の統計資料等に依拠して、検討を試みたことがある。しかし、資料的・方法的な制約から、十分に解明されない疑問が多々残されたままであった。カレンジン人の言語に関する知識が皆無なこと、インタビューやフィールドワークといった現地調査も全く行っていないことなど、それらの制約の多くは残されたままである。

しかし、資料面に関しては、その後、「カレンジン人」が主に住んでいた州ならびに県の40年代から62年にかけての植民地行政年次報告(Colony and Protectorate of Kenya, Provincial and District Annual Reports)を閲覧する機会を得た。この年次報告により、例えば、都市だけでなく、それぞれの居住区における「部族」民の関係などについても、ある程度検討の手がかりを得ることができる。本報告では、同資料の検討を通じて得られる知見を整理し、「カレンジン人」という民族集団の形成過程について、他の民族集団の事例とも比較しながら、あらためて解明を試みたい。

7. チェコスロヴァキア第一共和国のユダヤ人 —民族 (národnost) としての承認と帰属意識の考察—

鈴木 咲里奈

チェコスロヴァキア第一共和国の建国という新たな政治局面は、同地「ユダヤ人社会」に重大な変化をもたらした。その契機は帰属民族登録上これまで存在しなかった「ユダヤ民族」の公的承認である。これは国民国家の誕生に直面したシオニストが政府による「民族」としての承認を求め、活動を展開した結果であり、ユダヤ民族と公言することの自由、完全な市民平等、民族的少数者としての権利が保障された。

民族意識の強い人々はこの事態を肯定し、ユダヤ民族としてのアイデンティティ保持に努め始めた。ただ、これまで同様に支配集団を構成する民族との同化を続け、ユダヤ民族を否定する集団が現実には存在した。その為、ユダヤ人の間でも「民族」という概念が大きな議論となり、自身の「ユダヤ性」を再確認することにもなった。共和国は様々な地域、民族を統合した帝国の縮図のような様相を呈し、そこには近代化した社会に住む西欧型ユダヤ人から、敬虔なユダヤ教徒社会を構成した東欧型ユダヤ人まで、宗派も言語も異なる様々なタイプのユダヤ人が領土の地域差（権力構造、民族構成、また、社会的・文化的背景）同様に混在し、彼らの中に共通意識を見出すことは困難であった。ハプスブルク帝国下、同化志向の強かった彼らは、新たな民族としての立場をどう捉え、どのように対応したのか。はたしてシオニストが言うように、共和国はユダヤ人が「ユダヤ人」として生きることでできた理想的国家であったのだろうか。

従来の研究では、ユダヤ人の「民族性」を奨励するシオニスト的視点が強く、亡命ユダヤ人の回顧録的なものが多い。また、「マサリクの民主主義」として共和国時代を賛美する傾向があり、ユダヤ人に与えられた権利の実態やそれをめぐる社会背景、「民族」規定の評価の分析は進んでいない。こうした状況を考慮し、本報告ではシオニスト的歴史記述の修正と実態の解明を目指す。その為、主要な考察手法として国勢調査における帰属民族選択のデータを基に彼らの帰属意識を探り、共和国ユダヤ人の実像に迫る。これにより、自分たちはユダヤ教徒というだけで人種的、民族的に区別されるような集団ではないと考えた人々の存在、ユダヤ人の間における認識の差が明らかになると考える。そして、本考察を、報告者の今後の課題である戦間期チェコスロヴァキアにおけるユダヤ人の境遇、つまり少数民族を包摂する社会構造の究明の土台としたい。

8. 1960年代イギリスにおける性犯罪法の 成立と「寛容社会」

市橋 秀夫

1960年代後半のイギリス社会では、死刑の廃止、中絶条件の緩和、離婚条件の緩和など、「寛容法」permissive actsあるいは「社会法」social actsと呼ばれる、社会規範・道徳規範の緩和を意味すると見なされた法律が複数成立した。そのため、若者文化の台頭や性の解放の風潮が強まったこととあいまって、1960年代のイギリスは「寛容社会」permissive societyとも呼ばれるようになった。左派やリベラルは、これを個人の自由拡大の画期と評価し、一方右派は、サッチャー首相に代表されるように、この時代をイギリス社会衰退の元凶のひとつと見なしてきている。立場は異なるが、左右共通して、この時代をイギリス戦後史、さらにはイギリス近現代史の大きな転換点とみる見解が少なからず存在するのである。

本報告は、1960年代後半に成立したさまざまな「寛容法」のなかでも、社会的偏見がもっとも強く残っていたと考えられる、合意した成人男性間の私的空間における同性愛行為の非刑事罰化を確立した1967年の「性犯罪法」Sexual Offences Act of 1967の成立過程をやや詳しく再検討するものである。内務省文書や議会報告書を中心史料として、同性愛に対する労働党政府や議員の態度を明らかにする事になるが、あわせて新聞や雑誌の史料も検討し、世論の反応についてもふれる。また、イングランド国教会や議会外の民間団体がこの法案成立についてはたした役割についても言及したい。

そのうえで、なぜ労働党政権下の六〇年代後半にこの法律もふくめさまざまな「寛容法」が成立したのか、六〇年代は「寛容社会」だったと言えるのか、六〇年代はイギリス現代史における一大転換点と見なせるのか——これらの問題に一定の答えを出してみたい。

シンポジウム

革命・公共圏・性文化

問題提起・司会

若尾 祐司 (名古屋大学)

栖原 弥生 (愛知県立大学)

報告者

天野 知恵子 (愛知県立大学)

田中 きく代 (関西学院大学)

橋本 伸也 (広島大学)

星乃 治彦 (福岡大学)

コメンテーター

川北 稔 (大阪大学)

落合 恵美子

(国際日本文化研究センター)

問題提起

若尾 祐司・栖原 弥生

国民国家の発展とともに制度化された欧米の歴史学は、1960年代以降、大きなパラダイム転換を経験してきました。それまでの国民国家機軸の歴史叙述ナショナル・ヒストリーから、普通の人々の生活と活動を中心におく社会史や関係史への方向転換であり、ミクロおよびマクロ・レベルでのトランスナショナル・ヒストリーへの移行です。

この転換は、20世紀の後半に現れた高度技術化社会の巨大な社会変容と結びついています。とりわけ20世紀最後の四分の一世紀、高度経済成長と物質的豊かさの上に、高学歴化による大学と研究の大衆化、福祉行政の浸透と女性の社会参加、そして大量エネルギー消費と地球環境危機の顕在化、交通・メディア革命によるグローバル化など、かつてない規模で生活世界の質的な変化が連続的に進行しています。

この変化は、人びとをどこへ導いていくのか。「どこから、どこへ」という方向感覚をめぐる、過去の暮らしへの関心が高まりました。これと並行して欧米の社会史研究が進み、本学会でもその方法や個別テーマを主題とするシンポジウムが取り組まれてきました。しかし、家族史・女性史・ジェンダー史など広義の性文化をめぐるシンポジウムは、これまで取り組まれていません。性文化の問題が20世紀後半の欧米社会における、最も重要な社会変容の一つであることは疑いありません。そこで今回は、この欠落を埋めるべく、性文化を主題とするシンポジウムを企画することになりました。

ナポレオン民法典をモデルとする近代の家族と性文化は、この2、30年間に大きく変化し、一つの時代の終焉を感じさせます。事実婚と婚外出生は普通のこととなり、また単身世帯の増加によって、結婚・家族の制度的な意味づけは失われました。かつてカントが、自然に反する人間性への侵害として否定したホモ・セクシュアリティも、いまでは異性婚と同じ法的取り扱いを受け始めています。

21世紀への世紀転換期を超えて、このような性文化の新しい方向づけは、いかなる歴史的経験の上にあるのか。「公共圏」あるいは性別の生活圏や性行動の境界づけに対して、どのようにその境界越えが試みられてきたのか。現代的動向への歴史的な背景をめぐる、それぞれの地域から多様な歴史的事実と言説を批判的に積み上げることにより、性文化をめぐる近代から現在への大きな流れが明らかになることを本シンポジウムに期待します。

フランス革命期の女性像と子ども像

天野 知恵子

フランス革命期の1792-1794年は、国民統合を一挙に推進しようとする数多くの試みがなされ、近代ナショナリズムが急速に発展した時期であった。そこでくり出された女性像と子ども像にはそれぞれ、一つの方向がはっきり打ち出される。だがそのいずれにも、いわば隠されたもう一つの側面があり、この側面を明らかにすることで、革命期の人々の感性についてより深く検討し、後の時代への影響をより精密に追求することができる。

まずは女性像である。革命期には女性の活発な政治参加が見られたが、革命独裁の成立後、そうした動きは抑圧された。1793年秋に国民公会は、女性には高度な思考能力がなく、女性の責務は家庭にあるとの理由で、女性の政治クラブを禁止した。革命はこうして女性をジェンダーの枠の中に閉じこめようとした。だが、それだけではなかった。

この時期に編纂された『フランス共和主義者の英雄的・市民的行為録』において女性が称賛されるのは、勇敢な行動によってである。女性兵士もいる。中でも有名になったのは、火薬樽に座ってピストルを構え、家に侵入した敵を威圧し退却させて子どもを守ったとされる若い母親であった。彼女のイメージは、フランス共和国の表徴マリアンヌ像にも投影されていく。良き母にして勇敢な戦士というその姿は、革命の急進化と戦争の勃発によって政治的・公的空間が肥大化した状況の中で生じた、女性の国民化の一例であった。

次に子ども像である。新国家の担い手を育てるべく、革命は公教育問題に大きな関心を示した。その中で理想として掲げられたのは、「王様万歳と言われて、共和国万歳と叫んで殺された」一少年兵の姿であった。しかしこの勇敢な少年英雄にも、別の側面があった。

17世紀末のペロー物語には、その狡猾さでもって危地を脱するたくましい子どもが描かれている。だが、子ども像はその後大きく変化した。革命期に書かれ成功をおさめたフレヴィルの『有名な子どもたちの生涯』には、純粹ゆえに過酷な運命に翻弄され、悲惨な死を遂げる子どもたちが登場するが、愛国少年もそうした子どもの一人であった。18世紀は純真無垢な子どもというイメージが定着した時代である。勇敢なはずの英雄少年は、実は誠実ゆえに無力であって、その悲劇が人々を感動させたのである。近代国家における国民の育成は、子どもに対するこうした新しい感性を前提として行なわれていくことになる。

19世紀の国民形成に見る共和国のイデーと性文化

—アメリカ合衆国の場合—

田中 きく代

独立革命に見る共和国のイデー、自由、平等、幸福の追求、なかでも自由は、「理念の国」の国是として、アメリカナショナリズムを規定してきた。ジャクソニアン期からアンテベラム期の時代は、「政党の時代」とか「ロッジ民主主義」として、あるいは「政治参加の黄金時代」として、政党制度の拡充による一般庶民の複層的な多面的な場での政治参加が賛美される。この政治参加によって促進された国民形成の過程で、自由の概念が19世紀アメリカニズムの中にいかに組み込まれたか、また、アメリカ人たる基準に排外的な秩序形成の装置がいかに組み込まれたかに注目される。

また、この時代には、「市場革命」と称される急激な経済的・社会的変化の影響が、個人のアイデンティティをも揺るがした。交通革命や、情報革命と関連し、閉ざされた小地域の経済から全国規模の経済に変貌していったが、その影響は日常生活にまで及び、植民地時代以来の共同体の相互扶助システムを失わせ、「家」という単位を個として独立させ始めた。こうした外界の影響に対して、コミュニティの再編が促され、ナショナルな意識に集約される新たな個々の帰属意識が作り上げられることになった。これが新たな他者へのまなざしにいかに投影されたのか、また「家」における家族観にいかに反映されたのかにも注目される。

本報告では、人々のアイデンティティの認識空間を三分して、「家」と「外なる世界」(world, theyの世界)の間に、「内なる世界」(society, weの世界)という新たな社会的コミュニティ空間を設けることを提示する。そして、「内なる世界」を秩序づけた公共性に付随して、自由人の資格と考えられた、土地所有問題と、キリスト教に基づく一夫一婦制の結婚制度に言及する。また、特に「内なる世界」におけるパブリシティに注目して、公的領域・私的領域、男性の領域・女性の領域といった二項対立的な見方では捉えきることのできない女性の存在を浮き彫りにしたい。さらに、「外なる世界」と接触しえた慈善家の女性の目を通して、「外なる世界」に存在する他人種、移民、労働者たちへの他者像を明示し、19世紀アメリカニズムの本質に迫りたい。

帝制最末期ロシアの「女学生」の世界

—人民への奉仕と学問への憧憬—

橋本 伸也

イリーナ ……働かなければ、ただ働かなければね！ あしたわたしはひとりで立って行くわ、小学校で子どもたちを教えて、自分の一生を、もしかしたらそれを必要としている人びとのために捧げるわ。今は秋でしょう、まもなく冬になれば、雪が降りつもるでしょうけれど、わたしは働くわ、働くわ……。

(アントン・チェーホフ『三人姉妹』)

近現代ヨーロッパにおける「革命・公共圏・性文化」なる主題について、ロシアの事例に則して思いめぐらすとき、即座に、自由民権期以来の「魯国虚無党」の「烈女」に付着した定型的イメージ、あるいは女性革命家コロンタイの唱えた性解放の議論などが想起されるであろう。が、本報告で主題とするのは革命運動そのものやそこで流布されたラディカルな女性解放論・性理論そのものではない。むしろ本報告は、そうした突出的イメージを生み出す裾野にあった女性の社会的位置の変化を、彼女らの公共的空間への関与の指標たる上級の教育や専門職者としての就労という観点に即して測定し、とりわけ帝制末期の女子中等・高等教育の発展とそこに学ぶ「女学生」の形象に焦点づけながら提示しようとするものである。

そのために、まず19世紀後半以降のロシアにおける女子教育の展開過程を比較史的観点も若干織り交ぜて簡単にあとづけた上で、帝制最末期に行われた「女学生」たち（女子中等学校生徒と女子高等教育機関学生）を対象としたアンケート調査結果を参照しながら、彼女らの生きた時代との関わりやメンタリティ、公共圏への関与のあり方を再構成する作業を試みたい。そこには、ソ連時代に一面的に強調されたほど多くが一斉に革命運動に突進したわけではないけれども、しかしそれにもかかわらず、革命運動とも親和性を保った漠然とした「人民への奉仕」の思いを胸に刻み、そのために学ぶことに思いを焦がす姿と、他方で、19世紀中葉以降政策的に流布された良妻賢母規範と近代家族イメージとを実践的に峻拒する凛とした姿勢が読みとれるであろう。

ナチズムとホモ・セクシュアリティ

星乃 治彦

「同性愛とナチズムをめぐるイメージ複合体ほど、あいまいで矛盾に満ちたものはない」(足立典子)。それというのも、過日フランクフルト学派でさえ強調していたその加害者としての側面と、80年代台頭している同性愛者の被害者としての側面を整合させるのが難しいからである。ここでは、セジュウィックが提起した「ホモソーシャル」概念の使用が適当である。とくに、「典型的ドイツ」とされ、ミソジニーを介した男同士の絆を強調する男性同盟等は、ホモソーシャルの典型である。この関係は、「私」の領域で同性愛行為を許すものである反面、「公」領域では、近代になって国家に保護されたヘテロ家族主義と共存している。これに対して、「同性愛者」という概念が生まれ、「公」の領域での同性愛の承認を求める動きが出てくるのは19世紀末のことである。この「私」領域から「公」領域への展開に対して、国家は同性愛者たちを刑法175条で処罰の対象とするのである。その撤廃を求めたのは、ベーベルやヒルシュフェルトなど解放論者であった。こうしてホモソーシャル、ヘテロ家族主義、ホモセクシュアルの三者鼎立構造が浮上する。

ただ、ホモセクシュアルとホモソーシャルの関係は微妙である。皇帝ヴィルヘルム2世とオイレンブルク侯の関係をめぐるスキャンダルがそこでは浮上するが、とくに、外交官でもあったオイレンブルクがビスマルク外交とは対照的な「世界政策」論者だったことは、ドイツの進路にとっては決定的であった。実はこうした性愛が歴史上果たした役割を考えるジェンダーポリティクスの観点からは、「公」「私」という二重規範を問いなおす上からも重要である。

さらに、ナチスとの関係でまず登場してくるべきは突撃隊長レームである。彼は、一方でヒルシュフェルト等の解放運動を排撃する一方、ヘテロ家族主義を「俗物」と攻撃していた。だが、レーム事件によって凱歌をあげたのは、むしろホモフォビアを象徴する親衛隊長ヒムラーであった。

それでも、1930年代はまだユダヤ人などに対する「抹殺」とは違って同性愛者に対しては「私拭」が目的とされた。「治る」と思われていたからであった。ただし、40年代になると、強制収容所性格の変化とも並行して、断種や去勢が急増し、5000人から15000人の同性愛者が殺害された。ただその後のナチの敗北は、ヘテロ家族主義の最終的勝利を意味する結果、戦後も刑法175条違反で逮捕される同性愛者は絶えることがなかったのである。

小シンポジウム

ポリスのインヴェンション
—初期ギリシア史の再構築に向けて—

問題提起

周藤 芳幸 (名古屋大学)

報告者

庄子 大亮 (京都大学)

長谷川 岳男 (鎌倉女子大学)

佐藤 育子 (日本女子大学)

コメンテーター

桜井 万里子 (東京大学)

古山 正人 (國學院大学)

司 会

澤田 典子 (静岡大学)

周藤 芳幸 (名古屋大学)

問題提起

—同時代の初期ギリシア史を構築するために—

周藤 芳幸

「言語論的転回」以降を歴史学における同時代とみなすならば、わが国における古代ギリシア史研究が現在なお同時代の知的状況から一定の距離をおいていることは否定しがたい事実であろう。周知のように、「言語論的転回」の背景にあったのは、20世紀における言語に対する関心の高まりとこれに起因する現代記号論の隆盛であり、そこではあらかじめ存在する概念や事物に言語が対応するのではなく、言語が存在してはじめて概念や事物が見出されることが主張された。これにともない、人文科学の諸分野では実体論（あるいは本質主義）にかわって関係論が主流となり、それまでの知の枠組みは大きな変動にさらされた（たとえば、人類学における「ポスト・コロニアル転回」）。このような「言語論的転回」からの挑戦に対しては、すでに近現代史を中心とする歴史学の側からも活発な応答が行われてきているが、古代ギリシア史研究者のあいだでは、依然としてこの動向を「対岸の火事」として傍観する状況が一般化しているように見える。しかし、それでよいのだろうか。ことは、ポリス成立期のように史料そのものが乏しく、解釈の枠組みによって歴史観が大きく左右される時代において、とりわけ深刻である。たとえば、「ドーリス人」という語は、従来のようにドーリス人というエスニック集団の実体を指し示す道具として理解してよいのだろうか。

一方において、1990年代の半ばから、欧米ではスノドグラス門下のいわゆる Cambridge School の研究者を中心に、近年における考古学的データの蓄積をも踏まえて、前1200年頃のみケーネ諸宮殿の崩壊から前8世紀におけるポリスの成立までの初期ギリシア史を再構築する試みが進められている。そこでポリス成立の契機を理解するためのキーワードとして注目を集めているのが、「過去」と「東方」である。そのため、ここでは主として英雄伝承などによって表象される「過去」との関係、フェニキア文化に代表される「東方」との関係、そしてギリシア史に規範的なモデルを提供しているアテネとそれ以外のポリスとの関係といった、重層的な関係性に照らしてみたい。その目的が、いたずらに同時代の知的趨勢に棹さすのではなく、そこから刺激をうけることで新鮮かつ魅力的な初期ギリシア史像を描き出そうとする点にあることはもちろんである。三本の報告を踏まえて、フロアからも率直かつ建設的な議論が展開されることを期待してやまない。

英雄伝説とポリスのアイデンティティ

—アテナイにおける英雄伝説を中心に—

庄子 大亮

古代ギリシア人は、自らの先史、すなわち現代の我々がミュケナイ時代（前16～前13世紀）として把握する時代を、あらゆる面で当代人より優れた「英雄」たちの時代と捉え、様々な伝説を語り継いでいた。本報告では、アテナイを中心に、アルカイック期（前8～6世紀）から古典期（前5～4世紀）までを視野に入れ、英雄伝説とポリスのアイデンティティとの関わりについて論じる。

アテナイ人は、アテナイの英雄イオンがイオニア系ギリシア人の祖であると主張していた。この系譜は、アルカイック期に、当時繁栄していた小アジアのイオニア系諸ポリスとの結びつきを強めるため、アテナイが作り出したと考えられる。この時期のアテナイの外部への関心には、もともと偉大な過去の伝説を持たず、まだ傑出したポリスでもなかったアテナイが、自らの先史をギリシア世界のなかに位置づけ、自己のアイデンティティを確認する意味があったのである。

古典期に至ると、イオンの系譜をアテナイの海上支配の正当化に利用するなど、アテナイは明確に自己を中心にして、その先史を再構築していく。その傾向が最も顕著に見て取れるのは、テセウスの伝説であろう。アテナイ固有の英雄で、ミノタウロス殺しのエピソードで知られるテセウスは、古典期以降に様々な伝説が付け加えられ、国家的英雄となった。テセウスが蛮族を撃退したという伝説、またテセウスが他ポリスの英雄を助けたという伝説には、ペルシア戦争におけるアテナイの活躍や、アテナイがギリシアの秩序を保ち正義を体現するのだという主張が投影されている。その英雄像は、太古にまで遡って偉大なアテナイのイメージを表したものであるとともに、当代のアテナイの隆盛を支える市民団の業績を、偉大な英雄と比肩されうるものとして称える象徴でもあった。そして、そのような記憶を共有し、語り継ぐことが、ポリスへの帰属意識を醸成・強化する重要な要素だったのである。

本報告では、以上のように英雄伝説とポリスのアイデンティティを論じ、ポリスの実相に迫りたいと考える。

アルカディアにおけるコミュニティの起源

—その帰属意識をめぐって—

長谷川 岳男

ギリシア人がいつ、いかなる状況でコミュニティを形成したのかという問題は古くから今日に至るまで多くの研究者により取り組まれてきた。近年では考古学からの新たなアプローチや発掘調査による成果、あるいは文献を異なるアングルから分析することなどにより、その研究は新たな段階に入ってきていると言っても過言ではなからう。今回のシンポジウムもそのような潮流を受けてのものであると考えられる。

そのような新たな潮流の中で、今日、根本的な見直しが迫られているのが、ギリシア人のコミュニティの基本と考えられていたポリスとは何かということである。デンマークの Hansen が主催するポリス研究、あるいは従来の「アテナイ中心主義」によるギリシア理解への疑義など、陸続とこれまでの認識の修正を余儀なくさせる成果が提出されている。その中で、現在改めて再検討の対象となっているのが、ギリシア人のコミュニティとしてはポリスと対置されていることが一般的であるエトノス型のコミュニティの実態である。従来エトノスはポリスのように統合しきれなかったコミュニティであり、そのために集住（シノイクスモス）に至らなかった、ポリスの前段階的なものと見なされることが多かったが、近年の研究はこの認識の全面的な見直しが必要であることを明らかにしている。

そこで本報告では、ポリスとエトノスが混在するアルカディア地方を対象に、隣接のアカイアやラコニアなども視野に入れて比較しつつ、彼らがいかなる形でコミュニティを形成したのか、そして彼らの帰属意識のあり方とはいかなるものであったのかを神域との関わりや集住の形態などの点からアプローチすることを試み、加えて後世の人々がその形成や起源をいかに認識していたのか、そしてそれは歴史研究においてポリスの成立を認識する際にどのような影響を与えてきたのかなどを考察する予定である。

フェニキアにおける都市国家の生成と発展

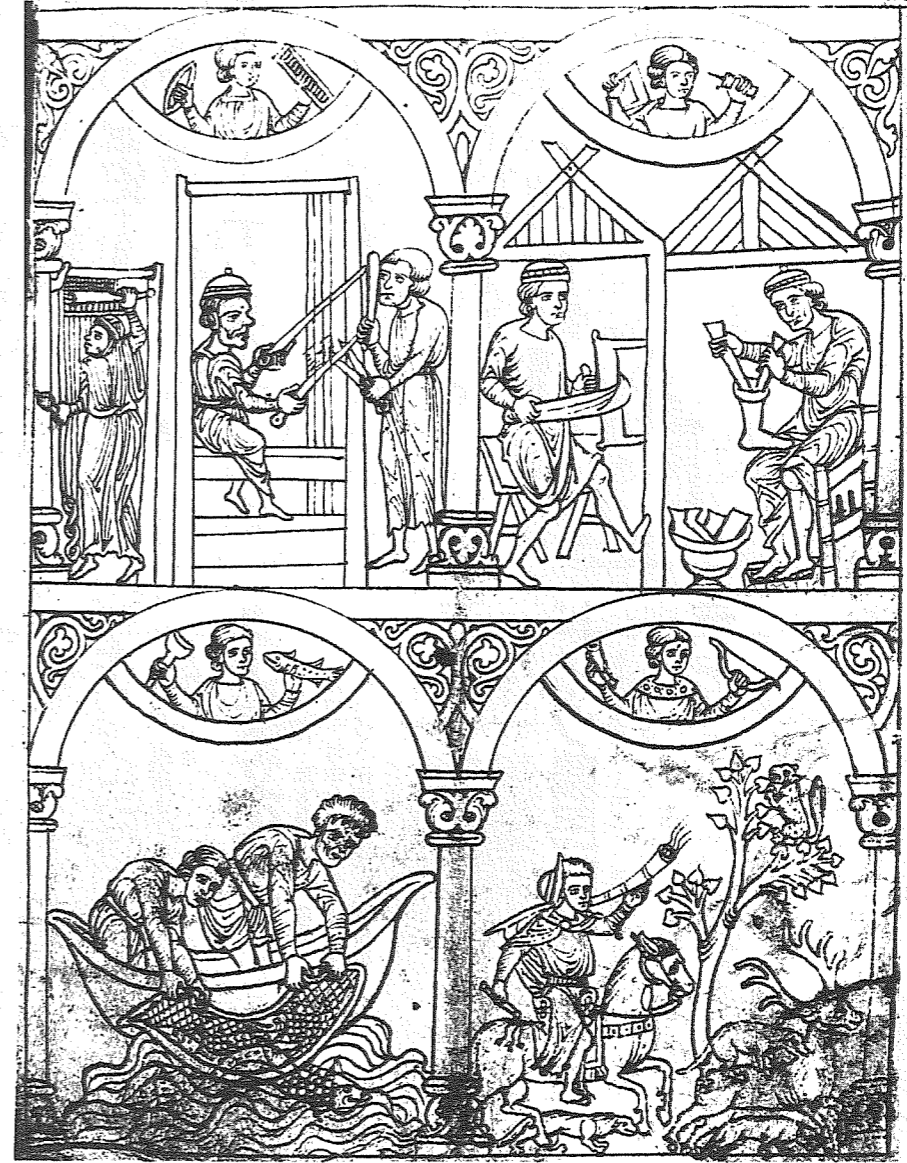
佐藤 育子

フェニキアおよびフェニキア人という名称は、鉄器時代以降、オリエントから主に通商を目的として渡来した人々およびその故地をギリシア人が呼称したものである。この地はすでに青銅器時代よりカナン人の都市国家が栄えたが、前13世紀以降、シリア・パレスティナにおけるイスラエル人やフィリスティア（ペリシテ）人の侵入、アラム人諸国家の建設は従来のカナン人都市国家の再編を迫った。一方、海上ではミケーネの覇権が衰え、海の民の侵入により大国エジプトやヒッタイトが衰退し、造船技術や航海技術に秀でた彼らを海の彼方である西方への海外発展へと自立的に駆り立てた。

いわゆるギリシア世界の暗黒時代、東から西へアルファベットに代表される様々の文化的遺産がカナン人≡フェニキア人の手を通して伝えられた。今日の考古学は、地中海域におけるフェニキア人の出現を以前より早い段階に認めており、その意味では、従来の伝承年代とのずれは大幅に修正されつつある。

ギリシア世界でポリスが成立したとされる前8世紀は、フェニキアの植民都市カルタゴの存在が考古学的にも裏付けられる時期であり、これは、フェニキアの西方海外発展の最後局面に位置する。おそらくこの一連の過程を通して、ポリス成立に関与する様々のインスピレーションがギリシア世界にもたらされたのではないだろうか。

本報告では以上のことを念頭に置きつつ、ポリス成立期の東が西に与えた影響という観点から、フェニキアにおける都市国家の生成と発展について論じてみたいと思う。方法としては、カナン人の都市国家に遡っての神話の比較や図像学的アプローチを応用し、また可能な限り考古学的情報も盛り込みたい。



中世の人々の暮らし

●第一線の歴史家たちによる、歴史学へのいざない

世界歴史選書

既刊.....四六判・上製カバー・本体各2600円

貨幣システムの世界史

【非対称性】をよむ

貨幣の歴史は、謎にみちている。その複雑で多層的な世界を、古代から現代まで、グローバルな視野のもとにとらえなおす、新しい貨幣論。

中世農民の世界

― 修進院所領明細帳

精緻な史料分析とその動態的活用からヨーロッパ中世の農村の変動を読み解き、進展著しい中世史研究の流れのなかに位置づける。

愛国主義の創成

― ナショナリズムから近代中国をみる

国を愛し、国民の団結を叫ぶ愛国主義運動は、いかにして形成されたのか。その光と影をよみとく、ナショナリズムの文化・社会史。

歴史のなかのカーリスト

― 近代インドの「自由像」

西洋近代が理論化したカーリスト制は、いかに植民地支配と結びつき、インド社会の再編を促したのか。近代植民地主義と自己認識を問う直す。

海のかなたのローマ帝国

― 古代ローマと南川高志

書記の文化史 ― 木簡・竹簡の語る

岩波書店 〒101-8002 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5
http://www.iwanami.co.jp/ [定価は表示価格+税]

- ヨーロッパ史の時間と空間
オスカール・ハレツキ著／鶴島博和他訳 ●30000円
- 西洋書体の歴史 ― 古典時代からルネサンスへ
スタン・ナイト著／高宮利行訳 ●65000円
- さまよえるグーテンベルク聖書
富田修一著 ●28000円
- 伝クセノポン「アテーナイ人の国制」の研究
真下英信著 ●70000円
- 十二世紀ルネサンス
― 修道士、学者、そしてヨーロッパ精神の形成 ―
デイヴィッド・ラスカム著／鶴島博和・吉武憲司編訳 ●30000円
- 中世の春 ― ソールズベリーのジョンの思想世界 ―
柴田平三郎著 ●50000円
- マグナ・カルタ
J.C.C. ホウルト著／森岡敬一郎訳 ●180000円
- 信仰とテロリズム ― 一六〇五年火薬陰謀事件 ―
アントニア・フレイザー著／加藤弘和訳 ●40000円

- 節約と浪費 ― イギリスにおける自助と互助の生活史 ―
ポール・ジョンソン著／真屋尚生訳 ●30000円
- イギリス女性工場監督職の史的研究
― 性差と階級 ―
大森真紀著 ●45000円
- 身体医文化論 ― 感覚と欲望 ―
石塚久郎・鈴木晃仁・小菅隼人・那須敬・横山千晶・中村哲子
アルヴィン宮本なほ子・村山敬勝・上山隆大・武藤浩史・遠藤不比人
マーガレット小菅信子・萩原眞一・樽沼範久・坪川達也著 ●48000円
- アンシアン・レジーム期の結婚生活
フランソワ・ルブラン著／藤田苑子訳 ●22000円
- ドイツ農民戦争と宗教改革
― 近世スイス史の一断面 ―
野々瀬浩司著 ●50000円
- ラテンアメリカの日系人
― 国家とエスニシティ ―
柳田利夫・赤木妙子・国本伊代・比嘉マルセロ・前山隆
三澤健宏・三田千代子・森幸一著 ●36000円
- アメリカ経済史の新潮流
岡田泰男・須藤功編著 ●32000円

慶應義塾大学出版会 〒108-8346 東京都港区三田2-19-30 [図書目録送呈・価格税別]
http://www.keio-up.co.jp ☎ 03-3451-3584 Fax 03-3451-3122

藤原書店

月刊『機』B6変32頁 3月号No.135 イリイチ
ドゥーデン／尾河直哉／松井覺進／朝比奈弘
治／北沢方邦／北政巳／姜尚中／吉増剛造／中
村尚司ほか ●年間購読料2000円(送料・税込)
■「ブックガイド2003」PR誌『機』見本誌呈
〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町523
TEL 03-5272-0301 FAX 03-5272-0450
振替00160-4-17013 *表示価格は消費税別

■史上最高の歴史家、初の決定版伝記ついに完結！
ブローデル伝 P・デックス 浜名優美訳

「ブローデル」派の総帥にして、従来の歴史学に革命をもたらし、人文社会科学の総合を成し遂げた金字塔的著作『地中海』の著者、ブローデルの初の本格伝記。
〈付〉口絵・年譜・著作リスト
八八〇〇円

■ブローデル歴史学のエッセンスをコンパクトに呈示！
入門・ブローデル
― ウォーラー・ステイン、P・ブローデルほか
浜名優美監修 尾河直哉訳
長期持続と全体史、『地中海』誕生の秘密、ブローデルとマルクス、ブローデルと資本主義、人文社会科学の統合化、その人生……ブローデルを最も良く知る人々がブローデル歴史学の核心に迫る。 二四〇〇円

■二〇世紀最高の歴史家による不朽の名著！
地中海 F・ブローデル 浜名優美訳
ヘードカバー版A5上製 全5分冊 揃三三〇〇円
〈藤原セレクション〉版B6変並製 全10巻 揃一七四〇〇円

■EU統合の現在、今「ヨーロッパ」の何が問題なのか？
ヨーロッパとは何か 別冊『環』⑥
ラケル・ラバルト・浅利誠／トッド／ジョー・ニュー／中沢新一
十鈴木一策／三島憲一／遠藤郁子・陣内秀信・武者小路公秀／中山茂／伊東俊太郎／香掛良彦ほか 三〇〇〇円

■風景と人間 A・コルバン 小倉孝誠訳 ●図版多数
感性の歴史家による初の風景の歴史学。各紙絶賛！ 二二〇〇円

■フェルナン・ブローデル・センター共同研究法の精髄！
叢書〈世界システム〉
経済・史的システム・文明 (全5巻)
― ウォーラー・ステイン責任編集
1 ワールド・エコノミー (新装版)
2 長期波動 (新装版)
3 世界システム論の方法 (続刊)
4 第二世界と世界システム
5 アナール派の諸問題

藤原書店

ローマと地中海世界の展開
 浅香正監修 既存の歴史学の枠にとられず、考古学や文化人類学の研究を導入し、地中海の新しい歴史像を提示
 ◆二八〇〇円

歴史学の擁護
 ポストモダン主義との対話
 R・J・エヴァンス／今関・林監訳、佐々木・興田訳 イギリスを代表する著者が現代的歴史学の方法論を明示した意欲作
 ◆二八〇〇円

二〇世紀の歴史学
 G・G・イツガース／早島瑛訳 二〇世紀の歴史学と歴史思想の諸潮流を詳細に考察し、歴史の今日的な意味を平易に説明
 ◆二五〇〇円

ヨーロッパ歴史学の新潮流
 G・G・イツガース／中村・末川・鈴木・谷口訳 歴史社会科学の基本を紹介するとともに歴史研究のあり方と方向性を示唆
 ◆四三〇〇円

イギリス帝国と世界システム
 平田雅博著 イギリス帝国史研究を踏まえ、世界システム論の視点より帝国の構造、社会文化史、性、環境史など新しい領域を切り開く
 ◆三三〇〇円

ヴィルヘルム時代のドイツ
 「下から」の社会史
 R・J・エヴァンス編／望田幸男・若原憲和訳 一八八〇年代末から一九二〇年代初頭のドイツは、根底的な地殻変動の経験を通し、大衆の社会化を成し遂げようとした時代を生き生きと描き出す
 ◆二九一三元

ドイツ学校社会史概観
 P・レントクレイン／望田幸男監訳 ドイツ教育社会史の第一人者が、一八世紀から今日までを概観
 ◆三三九八円

近代ドイツにおける復古と改革
 竹中亨著 一九世紀末ドイツの中間階層の政治化と誠司構造の変動を明示し、内在する復古と改革の両義的な志向を解明
 ◆三二〇〇円

イギリス社会史派のドイツ史論
 ブラックボーン・イリイ・エヴァンス／望田・川越・工藤・小林訳 英国を代表する社会史研究者がドイツ革命命如論批判からチヂム論までを分析
 ◆二八一六円

ハノーファー 近世都市の文化誌
 谷口健治著 ドイツ北西部の有力都市・ハノーファーの近世における形態および人びとの生活を明らかにする
 ◆三三〇〇円

◆好評発売中

宮廷と広場 西洋中・近世における出逢いと創造の場に注目する14論文
 高山博・池上俊一編
 A5 三〇〇頁 ¥4600

ヨーロッパの貴族 歴史に見るその特権
 M・レフツィン著／指昭博・指珠恵訳
 A5 三〇〇頁 ¥4600

知識人とフランス革命 忘れられた碩学ジャック・ブーシエの場合
 千葉治男著
 A5 三〇〇頁 ¥4600

近代バルカン都市社会史 多元主義空間における宗教とエスニシティ
 佐原徹哉著
 A5 三〇〇頁 ¥4600

近世フイレンツェの政治と文化 コジモ世の文化政策(五三七〜一八〇)
 北田素子著
 A5 三〇〇頁 ¥4600

戦争の世界史 技術と軍隊と社会
 W・マクニール著／高橋均訳
 A5 三〇〇頁 ¥4600

現代ラテンアメリカ思想の先駆者たち (人間科学叢書34)
 L・セア編／小林一宏・三橋利光訳
 A5 三〇〇頁 ¥4600

地中海の暦と祭り
 地中海学会編
 四六 二八五頁 ¥4600

古代末期の世界 古代末期はなぜキリスト教化したのか？
 P・ブラウン著／宮島直樹訳
 四六 二八五頁 ¥4600

魅惑る古代人 テンマークの謎地埋葬
 P・V・グロブ著／荒川明久・牧野正憲訳
 四六 二八五頁 ¥4600

ヴェネツィアの歴史 共和国の残照
 永井三明著
 四六 二八五頁 ¥4600

女は男に従うもの？ 近世オーストリア女性の日常生活
 S・W・ハル著／佐藤清隆他訳
 四六 二八五頁 ¥4600

ミケランジェロと政治
 G・スピニニ著／森田義之・松本典昭訳
 四六 二八五頁 ¥4600

***エンリケ航海王子評伝**
 金七紀男著
 四六 二八五頁 ¥4600

***ドイツ三十年戦争**
 C・V・ワグネル著／瀬原義生訳
 A5 箱 六五〇頁 予¥4000

セロー 中世セルビアの村と家
 C・ノヴァク著／越村勲・唐沢晃一訳
 A5 三〇〇頁 ¥4600

スペイン・ユダヤ民族史
 近藤仁之著
 A5 三〇〇頁 予¥4000

貧乏貴族と金持ち金族
 M・L・フシグ著／永井三明監訳 和果丁和果珠里訳
 A5 三〇〇頁 予¥4000

***祖国のために死ぬ自由** 戦時報告の四季々々文芸(人間科学叢書40)
 E・L・ミューラー著／飯野正子他訳
 A5 二〇〇頁 予¥4000

【*のタイトルは仮】
 〒101-0065 東京都千代田区西神田2-4-1 東方学会本館
 刀水書房 (価格は本体価、予は予価)
 Tel.03-3261-6190 Fax.3261-2234 振替 00110-9-75805

晃洋書房 〒615-0026 京都市右京区西院北矢掛町7 *価格は税別です。
 電話075-312-0788 FAX075-312-7447

青木書店 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-60 Tel.[03] 3219-2341 Fax [03] 3219-2585:価格税別

歴史学研究会[編] I II各¥3900
現代歴史学の成果と課題 1980—2000年 I
歴史学における方法的転回
 世界史の構成や時代区分、ジェンダーと女性史、表象の歴史学と歴史意識の問題など、最近20年間における歴史研究の動向を位置づけ、その方向性を示す。
現代歴史学の成果と課題 1980—2000年 II
国家像・社会像の変貌
 国家論・権力論、社会関係論や政治文化の問題など、最近20年間に展開を遂げた歴史研究の動きを各時代・地域から検証し、今後の方向性を示す。

歴史学研究会[編集] 歴史創立70周年記念 ¥1500
戦後歴史学を検証する
 「社会構成体と社会主義」「地域と民族」「人民闘争史研究と現在の歴史学」の3テーマについての座談会から、70年代以降の歴史学と歴史研究の活動を総括。

シリーズ◎民族を問う [全6巻]
 伊藤定良[著] ◆第1回配本 ¥2900
1 ドイツの長い一九世紀
 ドイツ人・ポーランド人・ユダヤ人 文化、宗教、言語、民族の境界地域=「東」を通し国民国家建設過程のプロイセン・ドイツを描く。
 ◆以下、続刊◆
 高木昭作[編] 次回配本
2 将軍権力と天皇
 保立道久[編]
黄金国家—平安日本
 栗田禎子[編]
奴隷と民族形成 スーダン近代史の一断面
 古田元夫[編]
ドイモイの誕生 ベトナムにおける改革路線の形成過程
 吉村武彦[編]
古代日本の夷狄と蕃国人

ニュージールランド植民の歴史
 沢井淳弘著 ウェイクフィールド計画を切り口として、大英帝国によるニュージールランド植民の経済の実態を分析することで、この時代の政治や社会をダイナミックにそして明瞭に解き明かす。
 A5 四二〇〇円

イギリス近代警察の誕生
 ウィクトリア朝ポビーの社会史―林田敏子著 「ポリス」という言葉に抵抗感を抱くイギリス社会にあって、警察はいかにして自らの地位を確立していったのか。A5 四七〇〇円

イギリスのミドリリング・ソート
 中流層をとらえてみた近世社会―J・バリ―C・ブルックス編 山本 正 監訳 従来のジェントルマン論ではとらえきれなかった近世イギリス社会の実像を中流層を軸に検証。
 A5 三三〇〇円

ゴヤとその時代
 薄明のなかの宮廷画家―J・A・トムリンソン著 立石博高・木下亮訳 ゴヤの美術的解釈に影響を与えてきた従来の諸仮説を打ち破る試み。ゴヤの人生と啓蒙、そしてその相関を、当時のスペイン王朝の盛衰とともにあらたに読み解く。
 A5 三八〇〇円

ドイツ手工業の構造転換
 「古き手工業」から三月前期へ―谷口健治著 一八世紀後半から一九世紀前半にかけてのドイツの手工業の実態を多角的に捉え、身分制から近代への社会構造の転換の中でいかに変貌していったかを明らかにする。A5 四五〇〇円

歴史のアウトサイダー
 B・レック著／中谷博幸・山中淑江訳 魔女狩りやジプシー排斥など、近代国家が成立する際に周辺へ追いやられた人々を社会史・思想史・経済史などの観点から総合的に叙述し、近代国家がなにを犠牲にして生まれてきたかを問う。
 A5 三三〇〇円

昭和堂 〒606-8311 京都市左京区吉田神楽岡町8-158
 TEL(075)761-2900 FAX(075)761-2960
 振替01060-5-9347 *表示価格は税別です。

● Edition Synapse の復刻史料文献 ●

ウィリアム・ゴドウィン著 **英国共和制時代史 全8巻**
 History of the Commonwealth of England
 ■ 2003年1月刊行 ■ 本体セット価¥148,000- ■ ISBN 4-901481-27-4 ■ 底本：1824-28年刊

アイルランド移民の語るアメリカ史 全2巻 **新刊**
 Irish-American History of the United States *地図・図版入り
 ■ 2003年5月刊行予定 ■ 本体セット予価¥49,800- ■ ISBN 4-901481-40-1 ■ 底本：1902年刊

マイケル・ダヴィット著作集 全8巻
 Michael Davitt: Collected Writings, 1868-1906 *「アイルランド土地同盟の父」の初の著作集成
 ■ 2001年9月刊行 ■ 本体セット価¥148,000- ■ ISBN 4-931444-76-8

王立アヘン委員会調査報告書 全6巻 **新刊**
 The Royal Commission on Opium, 1893-94
 ■ 2003年4月刊行 ■ 本体セット価¥148,000- ■ ISBN 4-901481-47-9

オイレンブルグ東アジア・日本遠征公式記録 全4巻
 Die preussische Expedition nach Ost-Asien, nach amtlichen Quellen
 ■ 2001年12月刊行 ■ 本体セット価¥98,000- ■ ISBN 4-931444-75-X

発行元: **Edition Synapse** (日本シノプス) 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-7-6
 Tel: 03(5296)9186 Fax: 03(5296)0546 http://www.aplink.co.jp/synapse 【詳細はカタログをご請求下さい】

理想郷としての第三帝国

——ドイツ・ユートピア思想と大衆文化 (ハルマゲイア叢書)
 ヨースト・ヘルマン著 識名章書訳 A5判 四、八〇〇円
 右翼的言説や民族主義運動と不可分な関係を結んできた近未来小説、科学小説、ユートピア小説など、正統的文学史から見落とされてきた大衆娯楽小説を手がかりに、大衆運動としてのドイツ民族主義の歴史を構築。

英 霊 —— 創られた世界大戦の記憶 (ハルマゲイア叢書)

ジョージ・L・モッセ著 宮武実知子訳 A5判 三、八〇〇円
 第一次大戦開戦以後、未曾有の戦没兵士を顕彰する必要上ヨーロッパ各国で沸き起こった英霊崇拜。その誕生と展開を様々な具体例を駆使して解き明かした名著ついに登場。

ナチズムのなかの20世紀

川越修・矢野久編 四六判 二、八〇〇円
 ナチズムは特異な歴史現象だったのか？ 二世紀の転換点に立ち、ナチ社会とその前後のドイツ社会との連続／非連続性を考察、さらに「二〇世紀」型社会システムとの連関を白日の下にさらしたアクチュアルな論考。

わがユダヤ・ドイツ・ポーランド

——マルセル・ライヒヒラニツキ自伝 四六判 五、七〇〇円
 マルセル・ライヒヒラニツキ著 西川賢一訳
 ポーランド生まれのユダヤ人としてゲトトを生き延び、戦後はドイツで最も著名な文芸評論家として活躍する著者。本書はドイツを憎みながらも、ドイツ文学への深い愛情を表明する彼の、波乱に満ちた自伝であり、同時代史の証言である。

記憶の比較文化論

——戦争・紛争と国民・ジェンダー・エスニシティ A5判 三、二〇〇円
 都留文科大比較文化学教科書
 文学・歴史学・社会学・教育学・国際関係学など、異なる専門をもつ研究者10名が「記憶」をテーマに現代社会を読み解いた意欲的試み。比較文化論の入門テキストとしても最適の一冊。

柏書房 〒113-0021 東京都文京区本駒込1-13-14 TEL.03-3947-8251 FAX.03-3947-8255 【価格税別】

自立した老後

——アメリカ中西部小都市と周辺地域の歴史人類学的研究——
 佐野敏行・藤田真理子共著／学術振興会助成出版・A5判380頁・8,300円

THE AGE OF CREOLIZATION IN THE PACIFIC
 松田 武編・D. V. Willis, J. B. Moore, 村山裕三他共著／A5判404頁・4,500円

The Emerging Local Governments in Eastern Europe and Russia
 家田 修編著／学術振興会助成出版・A5判400頁・10,000円

「封じ込め」構想と米国世界戦略 ——ジョージ・F.ケナンの思想と行動、1931年～1952年——
 鈴木健人著／A5判366頁・4,500円

ロシア連邦議会
 ——制度化の検証：1994-2001——
 皆川修吾著／A5判194頁・3,000円

リチャード三世研究
 尾野比左夫著／A5判280頁・5,000円
レベラー運動の研究
 友田卓爾著／文部省助成・A5判480頁・9,500円

大航海時代における異文化理解と他者認識
 ——スペイン語文書を読む——
 染田秀藤著／文部省助成・A5判280頁・5,000円

中世ヨーロッパ文化における多元性
 原野 昇・水田英実・山代宏道・地村彰之・四反田想共著
 四六判178頁・2,000円

*内容の詳細・その他の出版については当社ホームページをご覧ください。
 http://www.keisui.co.jp
 ご注文は最寄の書店または直接弊社へ

(株) 溪水社
 広島市中区小町1-4 (〒730-0041)
 TEL (082) 246-7909 / FAX (082) 246-7876
 E-mail: info@keisui.co.jp

南窓社 〒101-0065 東京都千代田区西神田2-4-6 Tel. 03(3261)7617 Fax. 03(3261)7623
 E-mail nanso@nn.ij4u.or.jp *価格は税別です

公会議史 ニカイアから第二ヴァティカンまで
 キリスト教歴史双書1 イエディン 梅津・出崎訳 二千年のキリスト教会の歴史の中で公会議の果たした役割とは何か。六八〇〇円

歴史における宗教と国家
 キリスト教歴史双書2 佐藤伊久男 松本宣郎編 ヨーロッパ、ローマ地中海世界における国家と宗教の構造を分析。八五〇〇円

キリスト教徒大迫害の研究
 キリスト教歴史双書6 松本宣郎 松本宣郎編 キリスト教徒の大迫害とその終焉を多角的視点に立ち、古代末期史に位置つけた労作。六九〇〇円

支配における正義と不正
 キリスト教歴史双書11 平田隆一 松本宣郎編 古代ギリシア・ローマにおける正義と不正の概念を分析、支配の構造を解明。六五〇〇円

エトルスキ国制の研究
 平田隆一 すべての歴史研究者に呼びかける論議を含む、古典古代史研究の金字塔。第6回マルコ・ポーロ賞受賞。一三〇〇〇円

中世成初期の地中海世界
 橋本龍幸 西ローマ帝国崩壊後の地中海世界の理念的・政治的構造、西欧中世成初期の諸相を明らかにする。一一六五〇円

ロレンツォ・デ・メデイチ
 根占献一 メデイチ家最有力者の邦語による初の評伝。フィレンツェの社会空間を活写。第20回マルコ・ポーロ賞受賞。三八〇〇円

文獻 解読 ヨーロッパの成立
 前沢伸行 大江善男 佐藤伊久男 平田隆一 松本宣郎 渡部治雄 古代から中世盛期まで西洋史上の重要点を簡潔に概説。二九〇〇円

ヨーロッパ文化史
 梅津尚史 出崎登男 渡部治雄編 ヨーロッパ文化の全体像を、キリスト教の文化統合の役割を軸にして浮き彫りにする。二三〇〇円

中世キリスト教文化紀行
 坂口昂吉 ヨーロッパ文化の源流を求めて、文明の危機の様相を呈する現代、信仰の鮮烈な原型を生き生きと描写する。一一九四〇円

ガリラヤからローマへ

《地中海世界をかえたキリスト教徒》
松本宣郎 著 古代地中海世界にあらわれた
特異な集団。キリスト教徒の心性をとおして、ロ
ーマ社会を映し出す。2621円

現代国家の正統性と危機

木村靖二・中野隆生・中嶋 毅 編
現実に存在した国家を多角的にとらえ、現代と
いう時代を問う。2800円

長い18世紀のイギリス

《その政治社会》 近藤和彦 編
名誉革命体制と呼ばれる時代の連合王国を、大陸
や大西洋世界をも視野に入れて考える。2800円

ヘゲモニー国家と世界システム

《20世紀をふりかえって》
松田 武・秋田 茂 編 グローバリゼーシ
ョンの歴史的起源と展開過程を考える。 2800円

local, regional, areal の視点から……

地域の世界史 全12巻

四六判 平均400頁 各本体3238円

- 1 地域史とは何か 濱下武志・辛島昇 編
- 2 地域のイメージ 辛島昇・高山博 編
- 3 地域の成り立ち 辛島昇・高山博 編
- 4 生態の地域史 川田順造・大貫良夫 編
- 5 移動の地域史 松本宣郎・山田勝芳 編
- 6 ときの地域史 佐藤次高・福井憲彦 編
- 7 信仰の地域史 松本宣郎・山田勝芳 編
- 8 生活の地域史 川田順造・石毛直道 編
- 9 市場の地域史 佐藤次高・岸本美緒 編
- 10 人と人の地域史 木村靖二・上田信 編
- 11 支配の地域史 濱下武志・川北稔 編
- 12 地域への展望 木村靖二・長沢栄治 編

山川出版社

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-13-13 税別
tel 03-3293-8131 http://www.yamakawa.co.jp

古代ローマの政治と社会

世界帝国の形成は何を意味したか。
長谷川博隆著 15000円

古代ローマの自由と隷属

ローマ人とはどのような人々か。
長谷川博隆著 15000円

修道院と農民

一會計文書から見た中世形成期ローマ地方—
佐藤彰一著 16000円

第二次世界大戦の勃発

—ヒトラーとドイツ帝国主義—
栗原 優著 9000円

ナチズムと歴史家たち

P・シエッター編 木谷勤/小野清
美/芝健介訳 4200円

名古屋大学出版会

〒464-0814 名古屋市千種区不老町名大橋内
TEL 052(781)5353/FAX 052(781)0697
http://www.unp.or.jp <税別>

ソ連崩壊によるロシア史への新たな関心の高まりのなかで、ロシア国家の展開
国でもっとも支持された名著。汎ヨーロッパの視点に立ち、紀律国家の展開
による近代化の姿を輪郭鮮やかに描き出す。

ロシア史を読む

マルク・ラエフ著
石井規衛訳 4200円

近代ドイツ資格社会の展開

望田幸男編

非エリート層の職業に焦点を当て、職業資格に基づいて展開した近代的社会
編成の構造と、そこに見られた人々の葛藤を照射し、見落とされてきた近代ド
イツの影の部分も描きつつ、資格社会論の新たな全体像を示す。5800円

フランス革命と公共性

安藤隆徳編

革命を規定した公共性の転換の諸相を、思想・経済・教育・宗教・法・政治
の諸領域から分析、自由をめぐる公共圏創出のダイナミズムを捉え、公共性
論・フランス革命史に新たな領域を拓いた共同研究の成果。5000円

イギリス帝国とアジア国際秩序

秋田 茂著

ヘゲモニー国家から帝国的な構造的権力へ、インド軍の海外派兵問題と、東
アジアの工業化に対するイギリスの認識に着目し、安全保障構造から経済構
造にわたる新たな国際関係史の構築を試みた力作。5500円

記念碑の語るアメリカ K・E・フット著
和光弘他訳
暴力と追悼の風景。癒しがたい悲劇と暴力はいかにしてアメリカの風景に刻
み込まれ、国民の記憶を創り上げてきたか——記憶と忘却のメカニズムを鮮
烈な写真とともに明らかにする。J・B・ジャクソン賞受賞。4800円

University Reform in Great Britain

日本総代理店：紀伊國屋書店

ファクシミリ・コレクション

英国大学改革史

University Reform in Great Britain

Edited and introduced by **Yoshihito Yasuhara**, Hiroshima University

第1集：オックスフォード・ケンブリッジ両大学 全14巻

Part 1: Oxford and Cambridge

2001年5月刊行 14 volumes 5,500 pp ISBN 1-85506-915-6 在庫価格 ¥265,665

第2集：ロンドン大学と市民大学 全9巻

Part 2: London and Regional Universities in England

2002年3月刊行 9 volumes 3,764 pp ISBN 1-85506-982-2 在庫価格 ¥196,425

中世ヨーロッパを起源とする大学制度は、近代国家の成立と資本主義の発展を背景に、十九世紀に大きな変革期を迎えます。保守派に対して改革派は、大学の門戸を非国教徒や女性など当時勃興しつつあった社会層に広く開くよう主張していました。

本叢書は、十九世紀の英国における大学改革に関わる論争を、現在では入手困難なオリジナル資料の複製版によりたどるコレクションです。改革賛成派のみならず反対派の議論も含めて幅広く資料を収録し、現在の英国高等教育の制度や慣行、言説がどのような歴史的経緯をへて成立したかを知るとい意味において、教育史、社会史はもとより、教育哲学や教育社会学、教育政策の研究者にも利用可能な貴重な資料集です。

- 英国における大学改革に関わる多様な資料を収録
- 改革派・保守派の両派の考察を含む
- 広島大学の安原義仁教授による新序文付き

[収録明細がございましたらご請求ください。]

発刊に寄せて

安原義仁（広島大学大学院教育学研究科教授）

今、世界各国で大学・高等教育改革が大きな動きを見せている。日本でもイギリスでも、大学・高等教育のシステムがあらゆる面で地核変動的な構造変化をとげつつある。大学改革が時代のキーワードの一つとなっていると言っても過言ではないだろう。だが、大学改革の大きな歴史的経験は過去にもあった。たとえば十九世紀イギリスの場合がそうである。イギリスの十九世紀は「大学改革の世紀」でもあった。イギリスの大学は中世の時代にその起源をもつが、現代に直接つながる制度や慣行が、いくたびかに及ぶ改革を経て形成され確立されたのは十九世紀を通じてのことであった。

このたびイギリスのテムズ・プレス社から「英国大学改革史叢書」が刊行される運びとなった。現在では入手困難となっている多くの貴重な史料が複製されたことの意義はあらためて述べるまでもない。改革論議に直接関わった推進派と保守派双方の言説は言うに及ばず、さまざまな立場の同時代による観察記録なども収録されており、十九世紀イギリス大学改革史を研究するうえで不可欠のコレクションとなろう。高等教育、大学史、教育史、教育社会学、教育政策の研究者はもとより、イギリス社会史の研究者にも広く活用されるものと思う。

お問い合わせは弊社各営業所または下記へ

株式会社 紀伊國屋書店 洋書部開発一課

〒156-8691 東京都世田谷区桜丘5-38-1

TEL (03)3439-0161 FAX (03)3439-0839 E-mail bkimp@kinokuniya.co.jp

ナチズム体制の成立

栗原 優著 ●ワイマル共和国の崩壊と経済界 ワイマル共和国からナチズム体制への移行期における、ナチズムと経済界の謎に包まれた関係を解明する。 六五〇〇円

ナチズムと

ユダヤ人絶滅政策

栗原 優著 ●ホロコーストの起源と実態 徹底した合理的思考に基づくユダヤ人絶滅政策の形成とその実行過程に、緻密な歴史分析により迫る、衝撃の書。 四〇〇〇円

テクノクラートの世界とナチズム

小野清美著 ●近代超克のユートピア 時代と格闘した技術者たちの葛藤を描破した、ナチズムと近代の核心を衝く問題作。第九回和辻哲郎文化賞受賞！ 四八〇〇円

SS国家

ドーイツ強制収容所のシステム
コーゴン著／林 功三訳 強制収容所とSS国家の客観的事実を赤裸々に示し分析する、戦後ドーイツにおける過去の克服の原点ともいえるべき書。 六五〇〇円

二重国家

フレンケル著
中道寿一訳 ファシズムと資本主義の共生に着目した、ドーイツ法秩序に関する最初の理論的試み。 三三九八円

ナチスと最初に闘った劇作家

島谷謙著 ●エルンスト・トラウの生涯と作品 激動の20世紀を駆け抜けた劇作家の生涯を描く。 三五〇〇円

近代イギリスの

社会と文化

19世紀を中心とする近代イギリスの特質をジェントルマンと中流階級の関わりを軸に描く。 四二〇〇円

村岡健次著

ユグノーの経済史的研究

金哲雄著 ユグノーがフランスの資本主義発展に果たした役割を正しく評価する。 四五〇〇円

フランス人とスぺイン内戦

渡辺和行著 ●不干渉と宥和 プルム内閣はなぜ不干渉政策という立場をとったかを探る。 四五〇〇円

モンテイチェロのジエファソン

明石紀雄著 ●アメリカ建国の父祖の内面史 彼のより正確な人間像に近づこうとする試み。 六〇〇〇円

ローマ法とヨーロッパ

スタイン著
屋敷二郎監訳／良徳・藤本幸二訳 法文化の発展にローマ法が果たした役割を探る。 二八〇〇円

危機の20年と思想家たち

ロンゲ／ウィルソン編著 宮本盛太郎・関 静雄
監訳 ●戦間期理想主義の再評価 四八〇〇円

スイス歴史が生んだ異色の憲法

美根慶樹著 現役外交官が、極めて個性的な憲法であるスイス憲法を歴史的背景から詳述。 三五〇〇円

近代ヨーロッパの探究

移民

山田史郎他著 送出受容国の両面から捉える。 三六〇〇円

家族

若尾祐司編著 様々な側面から家族を把握する。 三八〇〇円

教会

今関恒夫他著 教会の果たした役割を解明する。 四二〇〇円

ワリート教育

橋本伸也他著 制度構造と社会機能の変化とは。 三八〇〇円

スポーツ

有賀郁敏他著 その成立と普及を考察する。 四二〇〇円

国際商業

深沢克己編 商人の営業活動とその特徴を追う。 四二〇〇円

民族

大津留 厚他著 民族問題の本質に迫る 近刊予価 三八〇〇円



ミネルヴァ書房

〒607-8494 京都市山科区日ノ岡堤谷町1番地

TEL075-581-0296 (営業直通)

FAX075-581-0589 振替01020-0-8076

http://www.minervashobo.co.jp/ E-mail:cigy@minervashobo.co.jp

宅配可・価格税別